

## 平成21年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成21年3月5日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(17名)

2番	原田照信君	3番	益子明美君
4番	大金市美君	5番	岩村文郎君
6番	小林盛君	7番	福島泰夫君
8番	川上要一君	9番	阿久津武之君
10番	橋本操君	11番	鈴木和江君
12番	石田彬良君	13番	桑原勇一君
14番	杉本益三君	15番	薄井和平君
16番	大金伊一君	17番	大森富夫君
18番	小川洋一君		

### 欠席議員(1名)

1番 鈴木雅仁君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	大金佳宣君
C T B 放送 センター室長	岡豊二君	税務課長	荒井和夫君
住民生活課長	阿久津実君	環境整備対策 室長	益子実君
健康福祉課長	小室定子君	建設課長	佐藤勇三君
農林振興課長	山本勇君	高度情報化 推進室長	鈴木吉美君
商工観光課長	荒井進君	小川支所 管理課長兼 産業建設課長	佐々木香君
小川支所 住民生活課長	星和好君	小川支所 健康福祉課長	松崎敬三君
学校教育課長	山田広充君	生涯学習課長	藤田悦男君
上下水道課長	手塚孝則君	農業委員会 事務局長	鈴木文男君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	齋藤裕一	書記	橋本民夫
書記	大金ハツイ	書記	増子定徳

開会 午前10時00分

#### 議長あいさつ

議長（小川洋一君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ことしも早いもので、2月が過ぎ、3月ということになりまして、きょうは啓蟄だそうでございます。虫が土の中から出てくるという日だそうでございますが、そういう季節になりました。でも3日前ですか、雪が降り、今、冬と春が、季節がけんかしているところかなと思っております。どちらが勝っても、早く春になってほしいなということでございます。

今回から一般質問が変わります。時間制限があり、また一問一答方式という新しい試みでございます。スムーズにいくように皆様のご協力をお願いします。質問者も答弁者も簡潔に、町民にわかるような、テレビが入っておるわけでございますが、だれが見ても、ああこういう質問をしているんだな、ああこういう答弁をしているんだなということを言っていたければ、議会の質も上がると思います。きょうから皆様のご協力を得まして、13日までの長い期間でございますが、よろしくをお願いします。

#### 開会の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は17名であります。

欠席届が1番、鈴木雅仁君より出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回那珂川町議定例会を開会いたします。

#### 開議の宣告

議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

### 会議録署名議員の指名

議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、岩村文郎君、及び8番、川上 要一君を指名します。

### 会期の決定

議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から13日までの9日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議がありますので、起立により採決します。

今期定例会の会期は、本日から13日までの9日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から13日までの9日間とすることに決定しました。

## 諸般の報告

議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

前期定例会から前日までの報告をいたします。

詳細はお手元に配付したとおりであります。常任委員会、議会広報特別委員会が所管事務調査を実施してそれぞれ報告がありましたので、この内容について申し上げます。

教育民生常任委員会は、12月15日に児童・生徒の給食の安全・安心の確保について所管事務調査を実施し、栃木県学校給食会では安全な食材の提供状況、那須烏山市の南那須学校給食センターにおいては学校給食センターの民間委託の状況などの調査。

総務企画常任委員会は、高齢者や障害者などいわゆる交通弱者のための公共交通機関の充実・確保について、1月22日から23日、千葉県酒々井町と茨城県神栖市において、公共交通機関としての乗り合いタクシー、デマンドタクシーの導入までの経過や導入した運行システム等の調査。

また広報特別委員会では、1月14日、茂木町議会を訪ねて、町民の皆様にとってわかりやすく、また読みやすい議会だよりの編集方法等の調査を実施した旨の報告がありました。

さて、12月の定例会において、地方自治法の一部改正に伴いまして、これまで任意の会議でありました全員協議会が、会議規則に定めることによって、正規な議会活動として位置づけられました。その後、この全員協議会において議題とする内容については、執行部と調整を行い、重要な議案等について事前に説明を受けることができることとなりました。

なお、この会議の実施状況も報告に加えることとしました。

那珂川町議会では、議会の改革に取り組んでいるところでありますが、その中で一般質問のあり方について調査・検討がなされてきました。その結果に基づき、町議会と町執行部とで協議・調整を行いまして、今期定例会から試行として一般質問を、1回目は総括質問、2回目からは一問一答方式で行うことになりました。また、1人の所要時間は質問と答弁を合わせて60分とすることになりました。質問者、答弁者、いずれの側も初めてのことなので、なれないうちは円滑な運営が難しいことも考えられますが、ご協力のほどお願いいたします。

以上、主な事項について述べまして、諸般の報告といたします。

これで、諸般の報告を終わります。

## 行政報告

議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） おはようございます。

本日は第2回定例会にご出席を賜り、ありがとうございます。

ただいまより行政報告を申し上げます。

それでは、最初に昨年の交通事故の状況について報告いたします。

平成20年中は、那珂川町において4件の交通事故が発生し、4名の高齢者が犠牲となりました。この人数は、人口10万人当たりいたしますと21.0という指数になり、栃木県内では茂木町の25.9に次いでワースト2位であります。

この危機的な状況を打開するため、2月25日に那珂川町交通事故抑止対策町民大会を開催し、高齢者の事故防止策を初め各種対策を協議し、確認をしたところでございます。今後、町、警察署、関係団体が一体となって、悲惨な交通事故をなくす取り組みをさらに推進していきたいと考えておりますので、特段のご協力をお願いいたします。

続きまして、学官連携事業について報告いたします。

さきの全員協議会において議員皆様にご協議いたしました学官連携事業につきましては、ケーブルテレビのニュースや新聞等で報道がありましており、2月19日、議長、副議長の出席をいただき、小川総合福祉センターにおいて、学校法人宇都宮美術学院との相互友好協力協定を締結いたしましたので、報告いたします。今後、ケーブルテレビの番組制作の充実を中心に連携を図ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

また、2月27日には宇都宮大学の農学部で組織する里山科学教育研究プロジェクトのメンバーが来町いたし、初の会合をいたしました。現在、茂木町や那須烏山市で活動を進めておりますが、来年度から那珂川町をフィールドとして地域資源の調査、地域の活性化、都市住民との交流、中山間地域の農林業の振興などの研究を進めるとのことでありまして、町としても最大限の協力をしていきたいと考えております。新たな学官連携となることに大いに期待しているところであります。

続きまして、ケーブルテレビ高度化事業について報告いたします。

平成18年度から進めてまいりましたケーブルテレビ高度化事業が、本年度をもって3カ年

の事業が完了することとなりました。4月1日からは、新たに小川地区を含めて地上デジタル対応の放送が開始されます。これを機に、地域間の情報格差の解消や行政情報の共有化が図られることとなります。つきましては開局を祝いまして、4月25日に小川福祉センターあじさいホールを会場に竣工式を挙行したいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、土木事業について報告いたします。

議会を初め地域住民の皆様の要望でありました栄冠酒造跡地の建物の取り壊しが1月中に完了し、現在、歩行者の安全を守るべく歩道整備を進めております。

また1月27日には、議案第17号において認定をいただくことになっております小川市街地と小川総合福祉センターとを結ぶ町道本町福祉センター線が開通いたしました。関係皆様にもいろいろお世話になりましたことを、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいと思います。

さらに、県事業といたしましては、町内の東西幹線道路であります国道293号志鳥後沢バイパスが、また1年前より老朽化のため交通どめとなっておりました新那珂橋が1月30日に開通いたしました。

いずれの事業につきましても、町の安全・安心に大変寄与するものと期待しております。

続きまして、東部地区3小学校の統合について報告いたします。

東部地区3小学校の統合については、昨年6月に東部地区小学校統合検討委員会を設置して協議検討を進めてまいりましたが、このたび保護者や地域住民のご理解をいただき、学校統合に関する合意が得られました。今後、東部地区3校を統合し、統合小学校は現在の大内小を使用し、また統合年次は平成24年4月とするというものであります。この統合の結論に至るまで、保護者や行政区長を初め地域の方々のご理解とご協力に感謝を申し上げます。なお、本年5月に東部地区統合準備委員会を設置し、統合の準備を進めてまいります。

続きまして、雇用促進住宅の購入について報告いたします。

雇用促進住宅の購入につきましては、昨年11月に開催されました全員協議会で協議をいただき、その後、雇用能力開発機構と協議を進めてまいりましたが、先日、機構から土地、建物合わせて、消費税を含んで5,355万2,000円との金額の提示がありました。今後、購入について、財源等を含め関係課で検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、南那須地区広域行政事務組合議会について報告いたします。

2月27日に当組合議会2月定例会が開催されまして、平成21年度一般会計予算など17議

案が上程され、すべて原案のとおり可決されました。

終わりに、本定例会は、平成20年度補正予算や平成21年度当初予算のほか、那珂川町ケーブルテレビ施設条例の制定など41議案を提出しておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、行政の報告といたします。

失礼をいたしました。東部3小学校統合年次につきましては22年4月ですので、訂正させていただきます。

議長（小川洋一君） これで行政報告が終わりました。

#### 一般質問

議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

#### 大 森 富 夫 君

議長（小川洋一君） 17番、大森富夫君の質問を許可します。

大森富夫君。

#### 〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） おはようございます。日本共産党の大森富夫でございます。

議長の諸般の報告のとおり、今議会から一般質問の方式が変わりました。それに沿いまして順次伺っていきたいというふうに思います。

質問通告どおり3項目挙げたわけでありますけれども、町長初め関係責任者に順次伺っていきたいというふうに思います。町民福祉の増進、町振興に寄与する前進的な有意義な実態的に効用のある答弁をぜひお願いしたいというふうに思います。

国会での自民党・公明党の麻生内閣は、10%台の支持率に落ち込んでいます。各種の世論調査が発表されているわけですが、この超低い支持率は、いわゆる構造改革の名のもとに、小泉純一郎氏を総理として自民党・公明党が推し進めてきた政治が、実は昨年1年間の自殺者が3万2,000人も1年間に出ているということに見られますように、まじめに一生懸命働いても生きていけないような貧困と格差の増大、格差拡大、これが続けられてきた、



惨たんたる状況に国民を追い込んできたという、この与党と政府の現在やっている経済対策に明るい未来は開けないということをも示しているというふうに思います。アメリカに追従し、大企業中心の政治は、世界的金融危機のもとで一層輪をかけまして、国民、町民に大打撃を与えています。

日本経済急落の背景には、私は3つの問題があるというふうに思うんです。これは広く指摘されているわけですが、第1には急激な雇用の悪化、第2に伸びない個人消費、第3に日本の投資市場、ここには60%以上が外国人投資で占められている、その大半がヘッジファンドと言われています。ブッシュ大統領がやめて、日本におきまして小泉純一郎氏も国会議員をやめると表明しています。今度の総選挙には出ないということを表明しているわけです。これらの2人の指導者、新自由主義の破綻とともに、その推進役を果たしてきたこういう政治家が世界の表舞台から消えていく、おりるということになったということは、新自由主義と構造改革はそれぞれの国民からロックダウンされたというふうに私は思うんです。象徴的にその退陣が見られるわけであります。

この状況のもとにおきまして、この町は、地方政治は今何をなすべきか。その観点から、今議会におきまして以下3項目につきまして、住みよい町土となるための実のある答弁を得たいというふうに思います。

第1点は、地域振興策の取り組みについてであります。

09年の国の予算におきましては、地方交付税は1兆円増額しております。ただしこれは、08年度対比によって増額ということではありません。いわゆる小泉改革、これに基づく地方歳出の削減を行った算定においてのことです。当町の2009年度の事項別明細書を見ますと、8,000万円の増額となっております。経過はいずれにいたしましても、増額分について、真に町民の皆さんのための施策に、ここに力を尽くしていただければなりません。

そういうことを含めまして、一つは金融危機のもとで全国的にも事業縮小、倒産、失業者増大ということが懸念されています。3月の行政年度末には30万、40万人の失業者が生まれるだろうと言われております。町独自のそういうことでは雇用の場の創出、地元企業への金融支援、これを力強く進めていかななくてはならないときだというふうに思います。第2次補正予算の関連からも、町の取り組みについて伺いたいというふうに思います。

2点目は、イノシシの加工処理施設、実際に地域振興にはどういうふうに結びついていくのか。なかなかこの問題でもスムーズにいったいないような感じも見受けられます。話題に

はなっておりますけれども、この点での地域振興の点について伺っていきたいというふうに思います。

3点目は、地域活性化、負担軽減ということにおきましては、この加入者のケーブルテレビ宅内工事費用というものを全世帯無料化すべきではないかということ提起してまいりました。高齢者と障害者世帯だけではなくて、全世帯無料化すべきではないかという点であります。

第4点は、東部小学校につきましては、先ほど町長から表明されましたように、地元の合意が得られたという、理解を得られたというようなことでもって統合が進められるということでもありますけれども、この小学校及び小川地区の3保育園の統廃合につきましては、私は地域振興に逆行するものではないかというふうに考えています。そういう点では、十分に地域状況をかながみて、この統合について拙速は避けるべきではないかというふうに思いますけれども、この点で改めて町長の見解を伺っていきたいというふうに思います。

5点目は、生活資金制度というものが天生目前々町長以来1,000万円、あるいはそれから700万円、小川地区にもそういった制度もあったと思います。これを今廃止されておりますけれども、こういった雇用の状況悪化あるいは生活苦が深刻になっているという状況からみまして、住民生活安定のためにもこの復活をすべきではないかということ伺ってきたいと思っております。

6点目は、中小企業融資制度の枠拡大であります。旧馬頭町以来、1億円のこの枠があったわけでありまして、3倍協調で進めてまいりました。今の状況にかながみて、この枠拡大、そしてこういったことも利用して、事業者のためにも、あるいは住民のためにも住宅リフォーム制度の創設ということもこれはずっと私は主張してまいりました。一住民のこの取り組みによって、事業者がこの仕事も興すこともできますし、それに関連しての波及効果というものが広く出るわけでありまして、この取り組みについて、地域活性化という観点からこのことを進める考えはないかどうかという点であります。

7点目は、子育て支援策として子供医療費助成策を中学校3年生まで、現在小学校3年生まででありますけれども、義務教育修了時まで拡大し、この子供医療費の現物給付を実施すべきではないかという点であります。3歳児までの現物給付だけに終わらせないで、すべて義務教育修了まで子供医療費の助成策、そして現物給付を実施すべきではないかという点で伺います。

8点目は、町営ゆりがね温泉、この管理を現在の直営から指定管理者制度に移管して、地

域内の活性化に寄与すべきではないかという点であります。

第2点目は、産業廃棄物の最終処分場の問題であります。

当初より、私はこの問題では、町も県も入り口から間違っているんだということを厳しく指摘してまいりました。この間違いを是正すべきではないかということを提言し、現在の処分場計画はきっぱりと中止すべきであるということを主張してきました。これは圧倒的な町民の皆さんの声とっております。それは、7,000名から超える反対の署名にあらわれているというふうに思います。

県が本当に産業廃棄物の最終処理処分場が必要なんだということであるならば、そのことを正面から掲げて、全県民にその切実さを示して、処分場の場所設定ということにつきましても、全県的な視野を持って最良の処分場用地を探すべきであります。町は北沢の不法投棄物に真摯に向き合って、不法投棄物の適正処理検討委員会の實際上多数意見の答申を尊重すべきであります。先に処分場建設ありきで進めるということは住民とのあつれきを生むし、実際に処分場必要用地を獲得しようにもできないわけであります。

そこで、現時点におきまして、以下の点で伺っておきたいというふうに思います。

処分場建設中止とする町長の決断を得たいというふうに私は思うんです。そういうところの第1には、多大な町費を投入して処分場建設を推進しているわけでありましてけれども、県の事業でもあり、当町の職員配置というものを3人されているわけですがけれども、現在の町の財政状況から見ましても、人件費節減を図るという点からも、3人の職員配置はやめるべきではないかという点であります。

第2は、処分場からこの処分場で処理される排水があるわけですがけれども、排水管布設ということが当然出てきます。これまでこの説明におきましては、環境整備対策室長はこの点では、関係者に後ほど説明があるのではないかとということを再三答弁されてきました。しかし12月定例会の町長の答弁はこれとは違うわけです。環境整備対策室長の答弁と違うわけですので、この点での明確な答弁を得たいというふうに思います。

なお、この排水管は距離が長いわけですがけれども、小口川下流に放水するという事になるまで管がずっとつながっていくわけですがけれども、地震があればそういう管は当然破れます。破れれば農地を汚染するという事になります。農地の被害は甚大なものになるわけですがけれども、この点でどのような対策を考えているのか伺います。

3点目は、町の環境基本条例や町環境基本計画案に照らして、覆土も含めた80万トンに及ぶ産業廃棄物をこの町に持ち込ませようと町長はしているわけですね。こういう町自体の条

例や環境基本計画に照らしましても、74%に及ぶきれいなこの自然を持つ当町におきましてはふさわしくなく、容認できるものではないというふうに私は思いますけれども、こういった点で見解を伺います。

4点目は、この処分場の下流には三川又の水田や施設園芸地及び当町の水道水源、水をくみ上げている地点が馬頭の浄水場、一番の大きな浄水場だけでも5つの那珂川に沿って水源地があるわけです。これらの安全性や、また風評被害ということも出てくることは当然考えられるわけですが、この点でどんな見解を持っているか伺います。

3点目は、障害者自立支援法の平成21年度の見直しに関連して伺います。

昨年10月31日に日比谷野外音楽堂におきまして、障害者家族、関係者の皆さんが、「もうやめようよ！障害者自立支援法」、このスローガンを掲げて大集会を行いました。自立支援とは名ばかりで、障害者と施設事業者に重い負担を押しつけて、耐えがたい苦しみを与えています。この集会に見られましたように、障害者の願いというものは本当に切実なものがございまして。この法律を廃止して、国連の障害者権利条約というものが、これは2006年の国連の場におきまして、当時の高村外相がこの権利条約に調印していると思いますけれども、この障害者権利条約と憲法第25条に沿った、障害者が人間らしく生きるための新たな法制度をつくるのが求められているというふうに思うんです。

そこで、現在町の取り組みから見まして、以下の点について伺っていきたいというふうに思います。

この法の見直しという年になりますけれども、これまでの町としての3年間の取り組みの教訓ではどんなものを得られているのか。そこから改善策をどのように持とうとしているのか伺います。

2点目は、障害者の応益負担は、憲法にも国連の障害者権利条約にも反すると思うんです。国に対し、応益負担撤廃を提言すべきではないかというふうに思うんです。各種の新聞を見ますと、各種の施策におきまして、国と町との乖離等があって、現実に合った町の取り組み、あるいは市の取り組みでもって、国に提言しているニュースがよく流れてくるわけですが、町長はこの障害者の皆さんの立場に立った障害者自立支援法の見直しにつきましても、この応益負担、重い負担についても、町として、こういうことの撤廃ということにつきましても、その他の障害者の実態に合ったものを実現すべきことを提言すべきではないかというふうに思いますので、この点で伺います。

3点目は、事業所への支援という点であります。日払い制から月払い制になるまで、町独

自の助成策を考えるべきではないかという点であります。

4点目は、地域生活支援事業につきまして、障害者の実態に即した充実したものにしていかななくてはならないというふうに思いますけれども、どんな施策を展開しようとしているのか伺います。

5点目は、就労支援、障害者の暮らしの場やグループホームの支援及び設置などについて、どんな取り組みを考えておられるのか伺います。

6点目は、いわゆる障害程度区分の認定状況はどういうふうになっているかという点であります。この認定区分によりまして、障害者が施設あるいは在宅のサービスを受ける場合に、その障害程度区分が実際に受けたサービスに障害にならないかどうかという点であります。そういう制限理由になっていないかどうか伺っていきたいというふうに思います。

以上、総括的な質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 大森議員の質問の中で、私からは地域振興策の1、2と4についてお答えをいたします。

昨年9月15日のリーマンショック、いわゆるサブプライムローンに端を発したリーマンブラザーズが倒産したということによりまして、世界的な金融危機に見舞われたというふうな中で、特にいわゆる、被害というふうなもの本国のアメリカより以上に日本が大きな打撃を受けているというふうなそういう事情の中で、地域振興をどう考えるのかというふうな質問かと思いますが、私は昨年11月に、やはり町の振興策というふうなのは基幹産業が農林業でありますので、そういうふうな意味で、当時の新聞によりまして、平成19年度の失業者が全国で140万人、その後の報道では200万人程度まで失業者がふえるのではないかと、そういうふうな情報の中で、まず森林組合と相談をいたしました。

やはり、たまたま今、森林組合は森林の整備というようなことで、国、そして県の環境税等の導入によりまして、奥山・里山整備というようなことで、大変事業そのものが活況な状況にありますが、やはり担い手不足というふうなこともありますので、そういうふうな中でいかにして地域の雇用というふうなことを、これから都市部の人たちが最終的には地元に戻るのではないかと。そういうふうなときにどういうふうにしたら雇用の確保ができるかというふうなことで、いろいろ協議しました。

一方、また公共職業安定所、いわゆるハローワーク等でも雇用情勢等もいろいろ情報収集したわけではありますが、12月以降は大変求職者が増加傾向にある。その反面、1月の有効求人倍率が0.46というような大変厳しい状況にあるわけです。そういうふうな中で、国も県も緊急雇用対策というようなことで、いろいろ施策が出てきておりますが、やはり町としては元気な森づくり県民税等による森林整備をまず進めるべきではないか、そういうふうなことで、現在、林業技能者の不足というふうなことが森林組合のほうでも言われておりますので、そういうふうな面で、3月の補正予算ではチェーンソーを導入をして、そしてそれらを森林組合等に貸与する、また講習会等の受講料についても町で見る、支援するというふうなことで、3月の補正でそのような措置をとったところでございます。当然、ある一定の期間、講習等が必要であるというふうなことです。そういうふうな意味で、町としての対応としてはそんなふうなことを考えております。

たまたま過日の新聞にありましたが、上三川町が40年で1,000億円の日産関係の税収があったというようなことですが、反面、当町におきましてはそういうふうな大企業がなかったというふうなことで、大きなそういうふうな税収面での変化がなかったのは、ある面ではそれほどの被害がなかったのかなと、こういうふうな考え方をしておりますが、いずれにしても現状の中で森林と農業関係の雇用の導入というようなことを定住対策とも合わせて一体的に考えていきたいと、このように考えております。

また、(2)の関係であります。緊急雇用創出事業としまして、イノシシの処理業務を行うための農林課の事務補助員であるとか、道路・河川・公園環境美化作業を行う建設作業員、それから小学校の英語教育指導補助員、幼稚園支援職員等計7名を新規に採用いたしたいと、このように考えております。

次に、イノシシの関係であります。加工施設を地域振興にどのように結びつけるかありますが、近年、農作物に被害を及ぼすイノシシがふえている状況については、議員もご承知のとおりであると思います。国へはイノシシの被害軽減、捕獲者の捕獲意欲向上、また肉を利用した地域活性化などを目的として、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を導入いたしまして、新たに新規の加工施設というふうなものを事業化するというふうなことを、国の採択を得て実施するところであります。

町は、過去3年間のイノシシの捕獲数を基本に処理計画を定めて施設運営を進めていく予定ではありますが、野生獣という観点から、安定的な供給には、前もお話ししましたが、不確定な要素がありまして、今後、茨城、栃木両県で組織しております鳥獣被害広域対策協議会、

これは栃木、茨城で13市町であります。この組織とも十分な連携を図りまして、安定した施設運営について検討しているところであります。今回の施設を稼働させることによりまして、商品化されたイノシシ肉をこの地域の特産品として、利用客の多い道の駅での販売、また馬頭温泉郷での宿泊客への提供など各種イベントで提供して、幅広い分野で肉を活用し、地域振興を図っていく予定であります。また、それによりまして交流人口の増加につなげ、地域振興をあわせて図っていききたい、このように考えております。

その他については各担当課長より答弁させます。

失礼しました。地域振興策の取り組みの4番の小学校及び保育園の統合についてであります。地域に根づいた歴史ある学校や保育園がなくなることは、地域の方々からすれば一抹の寂しさを感じられると思いますし、町といたしましても大変残念であるというようなことをこの前も統合の会議で私もおあいさつをしたところでありますが、大変少子高齢化、人口減少というふうな町の実態からして、やむを得ない状況にあると考えております。

反面、子供たちによりよい教育や保育を提供するためには、施設のみならず適正規模を保つというようなことが必要となってきますので、統合は残念ながら避けて通れないものと、このように考えております。また、統合を行う場合は、今回の統合につきましても、保護者や地域住民の理解を得るために数多い協議を開催をいたしまして今回の結論ですので、決して町としてこれを急いでやったと、こういう考えはございませんし、十分住民の皆さんの意見に沿って統合を進めてきたと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） 3点目の宅内工事費用の全世帯無料化についてのご質問でございますが、前回もお答えしましたが、ケーブルテレビにつきましては各家庭の軒先に設置します保安器までを町で整備しまして、宅内工事につきましては、当初から広報紙や説明会等で住民に説明してきたとおり、個人のご負担としてご理解を願っているところでございます。

しかしながら、今回、特に障害者や高齢者世帯等生活弱者等に対しまして福祉の向上を図ることを目的としまして、工事費の全額補助制度を創設しまして、工事費の負担の軽減を図っているところでございます。さらに加入促進期間を1年間延長したことによりまして、引き込み工事を初め端末機の設置等についても、今後1年間は無料とするなどの施策を講じたところでありますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えています。

議長（小川洋一君） 商工観光課長。

商工観光課長（荒井 進君） 地域振興策に関連しまして、5点目と6点目、また8点目についてお答えをいたします。

まず、5点目の生活安定資金を復活してはというご質問でございますが、制度を廃止した経緯を見ますと、カードローンなどの返済の目的の利用が多くなり、制度本来の意義が薄くなってきたというふうに聞いております。今日大きな社会問題となっております多重債務者問題などもありますので、相談業務等を指導を中心に対応をしてみたいというふうに考えております。

6点目の中小企業振興資金についてですが、1億円の委託金で3倍協調と、年間3億円程度の融資枠を設定しております。昨年度、また1月末までの今年度の融資実績を見ますと、まだまだ利用していただける状況にありますので、枠の拡大については現在のところ考えておりません。融資に当たっての信用保証協会保証料につきましては、全額補助をしてしており、今後も継続してまいります。

住宅リフォーム制度につきましては、創設する考えはありません。逆に、店舗、お店等でしたら設備資金等の融資が受けられるということです。また、木材需要拡大事業等でも一部リフォームの対応ができるということでございます。

それから8点目の町営ゆりがね温泉を指定管理者に管理移管の質問であります。平成18年11月に策定いたしました那珂川町行財政改革推進計画の中で、町営ゆりがね温泉は平成23年度以降に指定管理者制度による管理が望ましいとの方向が出ていますので、現在、この方向に従って検討しているところでございます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、大森議員の第1点目の地域振興策の取り組みについての7番、子供医療費の助成を中学校3年生まで現物給付にしてはどうかというご質問と、それから大きな3点目の障害者自立支援法について、私のほうからお答えをいたします。

子供医療費の現物給付の件に関しましては、12月議会におきまして、小学6年生まで現物給付にしてはどうかとの質問の答弁申し上げましたように、子供医療費につきましては県補助金対象枠内での助成を実施しており、3歳未満児については現物給付、3歳以上小学校3年生までは償還払いの方法により実施しております。

現物給付の対象年齢を中学3年生までに拡大してはとのご質問ですが、現物給付は、保護者にとっては医療機関の窓口で一時立てかえの手間がないという利点はあるものの、反面、軽度の症状でも受診する方が多くなるというのも現実です。県医師会からは、安易な医療機



関への受診につながるため、現物給付は好ましくないとした要望書が提出された経緯もございます。安定した持続可能な制度にするためには、受益と負担のバランスやコスト意識を持っていただくという意味合いからも、償還払いが適当であると考えております。

現在、3歳未満までを現物支給としているのは、受診率が高い年齢層であるという理由からです。当町の対応につきましては、県の補助基準内での助成を基本にしていまいりたいと考えております。

それから、大きな3点目の障害者自立支援法についてお答えをいたします。

障害者自立支援法の見直しにつきましては、平成21年4月から改正する方向で国の準備が進められているところです。町におきましては、利用者に不利益が生じないよう福祉サービスの給付や情報提供に努めてまいりましたが、地域的に社会資源が不足していることから、都市部のように十分なサービス提供はできていないと認識しております。改善策につきましては、近隣市町、事業者とも連携して、社会資源の確保に努め、サービスの充実に努めたいと考えております。

次に、応益負担についてでございますが、ご承知のとおりサービス利用者には利用料をご負担いただいているところであります。費用を広く国民で分かち合うという趣旨を踏まえつつ、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられてきていることから、既に実質的に負担能力に応じて負担する応能負担の仕組みになっておりますし、利用者が事業者へサービスにかかる費用を支払うことにより、利用者の意見が事業者に反映され、サービス向上につながるものとも考えております。

次に、事業者への支援についてであります。月払い制については国の社会保障審議会においても意見が出されていたところですが、利用者にメリットがあることから、21年度以降についても日払い制が維持される見通しです。しかし障害福祉サービスにつきましては事業者にも配慮し、国の特別対策事業の中で、平成20年度まで激変緩和加算として収入枠を旧体系の8割補償されていたものが、平成21年度より事業運営安定化事業として9割補償と拡充されます。また地域生活支援事業では、地域活動支援センター、日中一時支援のサービス提供時間の区分と利用者負担の負担割合の見直しを平成20年4月に行っており、短い時間でもサービスを受けやすく、運営事業所にも不利とならないよう配慮しております。

ご質問の町単独の助成についてであります。国の対策事業が拡充されることや、町独自のサービスの地域生活支援事業についても既に対応していることから、町独自の事業所補助は考えておりません。

次に、地域生活支援事業については、現在相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援と6事業を行っておりますが、今後の事業の充実に向けては、相談支援事業の相談内容や利用者、事業者、自立支援協議会等の意見をいただきながら、サービス拡充を図っていきたいと考えております。

就労支援施設等の日中活動の場やグループホーム等の居住施設等の設置につきましては、町内にはNPO法人が運営する地域活動支援センター、ぼらーれ以外に障害者支援施設、居住施設がないことから、事業者の新規参入の促進を図りたいと考えております。

障害者程度区分の認定状況につきましては、1月末現在、区分1が1名、区分2が13名、区分3が14名、区分4が9名、区分5が3名、区分6が10名と、認定者総数57名となっております。給付決定の際には、利用者本人の希望を生かせるよう調査時のアセスメントを考慮し、決定しております。利用の可否の決定は障害程度区分により決定されますが、年齢等により利用できる区分が緩和されているなど必要な措置は講じられており、利用の制限にはなっていないと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 大きな2番の産業廃棄物最終処理処分場問題についての第1点目について答弁いたします。

環境整備対策室の職員数についてであります。当初2名体制から始まり、事業進捗に伴い3名体制となりました。一時は4名が在籍したことがありますが、その時々において、事業内容により必要な職員数を配置してきたところであります。環境整備対策室は組織再編により本年度をもって廃室とし、平成21年度から新たな環境総合推進室を設置することとし、既に議会にご説明をしたところであります。環境総合推進室は、環境と共生のまちづくりのため、環境基本計画の実行を柱とした重要な位置づけと考えており、室となっておりますが、課と同様な位置づけとしております。環境基本計画の多種多様な業務の実行と、現在行っております北沢地区不法投棄物の適正処理に関する事務を担当することといたしております。したがって、適切な人員配置は今後も必要と考えております。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 最終処理処分場に関するご質問の2番から4番までについてお答えをいたします。

まず、排水管布設についてのご質問ですが、最終処理処分場の基本計画や基本設計において、導水ルート、さらに放流先などが示されております。過去の説明会において地域住民の皆さんに説明がなされておりますが、今後、実施設計の中で具体的な内容が検討された段階で、下流の関係者に対して説明があるものと思っております。これまでもこの趣旨に沿って答弁しておりますので、食い違いはないものと考えております。

次に、排水管につきましては、破断等の事故が起きないように設計・施工することはもちろんのことです。万が一破断した場合には、速やかな復旧工事を実施し、あわせて関係住民への周知も徹底するなど、被害の防止対策が講じられるものと考えております。なお、農地への被害を懸念されているようですが、処理水につきましては飲料水レベルまで浄化された水が排水されるため、万が一排水管が破断した場合でも、水質的な被害はないものと考えております。

次に、受け入れ廃棄物の量のご質問ですが、北沢地区の不法投棄物の適正な処理を行うため、最終処理処分場の整備が計画されておりますが、不法投棄物の撤去費用、及び処分場建設費などを処分場の処理料金で賄うことができる最小限の埋め立て要領として80万立方メートルを確保する必要があると聞いております。なお、北沢の不法投棄物と覆土を除く受け入れ廃棄物の量は58万9,000立方メートルとなっております。また、環境基本計画におきましても、北沢の不法投棄物の適正処理のため、最終処理処分場の必要性を掲げておりますので、今後とも県と一体となり積極的に事業を進めていきたいと考えております。

最後に、安全性に関するご質問ですが、浸出水の処理につきましては、万全の対策が講じられ、安全性が十分に確保されることになっておりますので、下流域への影響はないものと考えております。なお、三川又地区の農業用水は那珂川上流部広瀬地内から取水しており、施設園芸及び水源地の地下水につきましても処分場計画地の地下水層とは別の水脈であり、計画地の地下水による影響はないと聞いております。

また、風評被害につきましてはあってはならないと考えており、風評被害が出ないよう万全を期することになっております。万が一の場合の補償については、県が責任を持って補償することになっております。昨年締結した基本協定においても、その点は明記されております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） なかなか窮屈な時間でありますので、若干議長にはその点、弾力的な、試行的な一般質問ということでございますので、運営をよろしく願いいたします。

それでは、一問一答ということでございますので、第1点目の地域振興策でありますけれども、事業を行うことにつきまして、国の交付金の目的があるわけでありまして、今回、前倒しで交付金を使用しているということが全協で説明されました。そうしますと、この交付金を使うということになれば、交付金を出される前に計画されてきた統合保育園の建設費用はそのまま残るわけでありまして、こういった事業前倒しのこととそれ以前に考えられてきた統合保育園建設費用分につきましては、地域活性化策として使えるのではないかということを思いますけれども、この点ではどんな考えを持っているのか伺います。

それから、産業廃棄物の最終処理処分場の問題におきましては、簡単に明快に伺いますけれども、備中沢の水利権者に対してどう説明するのかという点であります。

それから、処分場のこの……

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

議長（小川洋一君） 再開します。答弁願います。

17番（大森富夫君） 明確に、最初言います。5億円の統合保育園の建設費用は交付金が出る前だったと思うんですね。だからその前倒しで使うことの関係では、当初考えられていた財源というのは使わないで済むわけだから、地域活性化に使うにはどうすればいいか、お答えをお願いします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） 統合保育園の当初の計画は大半が起債関係、補助金等はあまりございませんで、起債関係とソーラー関係の一部の補助金で予定しておりましたが、今回国の2次補正に該当させまして、前回の全員協議会で財源の内容を示したとおり、大半が農林関係の補助金が約2分の1、あとおおむね残りの2分の1は交付金で賄われるというような状況を説明したと思います。現在、そのような方向で前倒しという形で、あと今度補正予

算の提出がございますが、その中で詳しく説明いたしますが、そのような状況で進んでおります。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） その国の支出目的と、今回のそういう前倒しで交付金を使っちゃうということは、これは国の趣旨と違う使い方をされているというふうに私は思うんです。雇用の創出と、あと地域活性化ということで使うように交付されるわけでありますから、その点では違っているというふうに思いますけれども、どういうふうに考えられていますか。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（大金佳宣君） 今回の交付金の該当の項目の中には、この統合保育園が合致してありましたものですから、使用ということになります。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 新たな雇用創出という点では、交付金が有効に活用されていないというふうに私は思います。

第2点目は、それはそれとして、産業廃棄物の処分場の点で伺います。

処分場計画地の周辺500メートルの範囲の皆さんには、同意書をとらなくてはならないというふうに指導要綱になっておりますけれども、同意書はどの程度とられているのか伺います。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 大森議員おっしゃっているのは県の指導要綱のことだと思います。今後、県においてどのような方法がとられるか、それについては県のほうと協議していきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 非常にその辺が、同意書もとらないで、もう事業は進められているんですよ。私は情報公開しまして、どのくらい今県は金を使っているのかと調べたんです。もう既に9億円使っていますね。馬頭処分場の関係で9億円以上使っているんですよ。しかし同意書すらとっていないんですよ。同意書一つもとらないで、事業だけどんどん進めると

いうことは、町長、どういうふうに思いますか。

私は、町長の町長選挙に、最初のあいまいにしたときに町長選挙をするんですけども、態度表明をはっきりさせないで町長選挙をやって、当選すればこれは信任を受けたというふうな答弁をしておりますけれども、おかしいんですよそこがね。那珂川の霞ヶ浦との導水事業についても、何百億円、何千億円と使った上で、実際には最後の取水口でもってもう使えないように今漁協との問題になっているでしょう。この問題でも似たような形になっておりますけれども、町長はどういうふうに見解を持っていますか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） この処分場につきましては、もう議会でも何年も議論してきているところでありまして、繰り返しになりますが、北沢の不法投棄物をいかに適正に処理するかと、そういうふうなことで現在まで進んできているわけです。そういう中で事業が進んでいるということですが、用地買収については60%弱の用地が買収をされたというところで、これからもまだまだ残りの40%強の用地を県のほうで買収しなくちゃならないと、こういうふうな状況でありますので、当然、さっき室長から答弁がありましたように、今後県のほうでそれらについては進めていくものと、議員が指摘されている件については県のほうから説明があるかと、こんなように考えております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） この処分場の問題では、同意書の問題を焦点に当ててはいますが、そういう逆さまなことをやっているんですよ。私は当初から入り口から間違っているということを言ってきました。処分場を計画する用地があれば、ここは処分場をつくるということで、そこに入って行く進入路とか、あるいは施設から出される排水がどういうふうに処理されていくかという、それぞれみんなその周辺の地権者がいて、関係者がいるんですよ。指導要綱ではそういう関係者の、周辺の500メートルのところの範囲内にいる人にはみんな同意書をとって、そして進めなくちゃならないというふうになっているんですよ。やっていないんですよそれを。やらないまま、もう処分場の建設だけ進めているんですよ。おかしいじゃありませんかこれは。町長、その点をどういうふうに考えますか。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 500メートル条項のことを大森議員おっしゃいましたが、これはあくまでも指導要綱上のことかと思えます。しかし、これが業をなすものに対する県

の指導要綱であります。県が実施する段階で県がどういう取りまとめといたしますか、そういったことを行うかどうか、今後は県において考えられることと思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 全然答えになっていないんですよ。普通の常識的な考えからしたら、事業を行うならば事業に関係する人の同意をとって、スムーズに進めていくというのが当たり前の話じゃないですか。やっていないですよそれ。進入路関係者の同意書、あるいはさっき言ったようなそういう排水の関係する地権者、みんなそういうところの人に、関係者から、ああいいですよという賛成の同意書をとるべきじゃないですか。とっていないのに進めているんですよ。おかしいと思いませんかそれは。

今、許可申請を出しておりますけれども、そういう全くの初歩的ですから県がつくった指導要綱を、自分でつくった指導要綱も守っていないんですよ県が。全くおかしいじゃないですか。そういう点をどういうふうに町長考えますか。当たり前の常識的なことさえ県はしていないんですよ。60%そこそこの土地の買収しかできていない。それだけで、これは処分場はできないですよ、60%ぐらいでは。どうですかそれは町長。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 用地買収に取り組んでおるところですが、約60%弱が同意を得られたと、こういうことですし、残りの40%強をこれから買収を進めるといようなことで、県もそれに対して積極的に取り組んでいるということですし、町としても一日も早くそれらが買収できるような支援をしていくといようなのが町の置かれている状況でありますし、その事業の進め方としては周辺地域の同意も、やはり用地買収の動向等も勘案しながら、県のほうで考えられていると、このように考えております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 一般質問を試行的に行いまして、これはこれでいいと思いますけれども、私は要望としては最低限質問者の時間くらいはとってもらいたいなというふうに思っています。

最後に町長に伺います。

町長は執行者として、最高責任者として、自分自身で決断しなければならない問題というのは多々あると思うんですね。庁議を経てその結論でといような順序もあるかと思えます

けれども、過去の例として私は小学校のトイレのことをよく出すんですけども、前々町長の天生目町長のときに、500万円のお金しか、1つのトイレの水洗化しか実行できないんだという予算しかなかったときに、私は全小学校を水洗化すべきだということを提案して、町長はそこで決断しました。6校全部水洗化します、こういう決断をしました。

町長も、ぜひとも有線テレビだったら宅内工事の全世帯無料化を決断しますと、処分場の問題も住民の皆さんの意向に沿って、現在の状況では処分場はできないから、私たち町民の立場に立って処分場中止を求めていくと、こういうような重大な決意をこの場でするようなことも行うかどうか伺って、私の質問といたします。

議長（小川洋一君） 大森君、時間ですので、大森富夫君の質問を終わります。

17番（大森富夫君） 町長の答弁だけ聞いて。答弁まではいいんですよ。答弁は聞いてから終わりにするとなっているね。

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

議長（小川洋一君） 再開します。町長。

町長（川崎和郎君） 大森議員から今質問がありました処分場についての取り下げるということは、現時点で考えておりません。ケーブルテレビにつきましても、十分議会とも協議しながら決定したことです。これを翻す考えはございません。

17番（大森富夫君） 終わります。

議長（小川洋一君） 17番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分



議長（小川洋一君） 再開いたします。

福 島 泰 夫 君

議長（小川洋一君） 7番、福島泰夫君の質問を許可します。

福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 7番、福島泰夫でございます。

通告書に従いまして、3項目ほどの質問をさせていただきます。

那珂川町も平成17年度10月に合併をしてはや3年半が過ぎようとしております。その間、行財政改革が進められまして、各町有施設や学校の統廃合により多くの施設が空き施設となり、またこれからさらに多くの施設が空き施設になろうとしております。そこで、これらの公共施設の管理についてお伺いをいたしたいと思います。

1つ目として、那珂川町の機構改革により、平成21年度から小川支所が小川庁舎となりまして、現在、開発センターにあります教育委員会が総合体育館の職員も含めまして小川庁舎に移動することとなっております。そのために空き施設となります開発センターあるいは総合体育館の管理・活用はどのような計画かお伺いをいたしたいと思います。

2つ目といたしまして、これまでに空き施設となった小・中学校、給食センターなどはどのような活用あるいは管理がなされているかお伺いをいたします。

3つ目といたしましては、今後統廃合が予定されております施設や学校についての活用はどのように考えておられるかお伺いをいたします。

4つ目は、3番の関連ではございますが、特に仮称であります、小川統合保育園は平成22年度開園を目途に事業が進められております。これに伴い廃園となります3つの保育園、この管理活用はどのように考えておられるかお伺いをいたします。

次に、大きな2つ目でございますが、小学校の英語教育についてお伺いをいたしたいと思っております。

文部科学省のゆとりある教育の見直しによりまして、30年以上も続けられましたひたすら事業時間を削減する政策から一転して増加の方向に転換がされました。週5日制は維持するものの、夏休みの短縮、放課後補習等でトータル時間を確保し、近年の教育施策の代表と言

われた総合的な学習の時間が削減されまして、平成23年度からは史上初めて小学校高学年において週1時間、年間35時間、英語の授業が取り入れられることとなりました。この関連質問は一昨年12月議会において質問いたしましたが、その後の経過をお伺いするために質問するものでございます。

まず、1点目として、現在、那珂川町の英語教育は業務委託契約のALTが中学校で英語の教師とともに授業に当たり、また、外国人の町職員、ケビンさんであります。小学校の英語指導員という形で各学校を巡回しております。すべての子供たちが何らかの形で英語教育を受けていると思われませんが、ALTと町の指導員の各学校への巡回頻度はどれくらいあるかお伺いをいたします。

2つ目といたしまして、平成23年度から小学校高学年、いわゆる5、6年生に週1時間、年間35時間の英語が必修となりますが、町といたしまして、教育委員会といたしましてはどのような対応を考えているかお伺いをいたします。また、必修になった場合、教える教職員、先生の基準あるいはその資格についてはどのようになるのかお伺いをいたします。

3つ目といたしましては、前回の平成19年12月の前回の一般質問の答弁で、平成19年度から小学校の英語担当教員で組織された英語学習研究会を立ち上げたとありましたが、その実態と、どのような検討がなされているかお伺いをいたします。

大きな3つ目でございます。中学校の部活動につきまして。

中学校にはスポーツ系、文化系、さまざまな部活動があります。生徒たちは練習を重ね、各種の大会や発表会で成果を発揮し、充実した学校生活を送っていることと思います。子供たちにとりましては非常に楽しみにしている教育活動であり、部活動を通してたくましい心や体を育てるとともに、人間づくりや礼儀を学ぶことのできるすばらしい活動であり、まさに青少年の健全育成の大きな部分を担っております大変有意義な活動であると確信をいたしております。

しかしながら、中学校は少子化の影響で生徒数が減り、クラスの数が減ります。その影響で教員の数も減ります。部活の指導者も減ります。そのほかにも顧問の先生の異動などもあるでしょうが、その影響で休部や廃部に追い込まれる部もあると聞いております。そこで、お伺いをいたしますと思います。

1つ目として、現在、馬頭、小川両中学校のそれぞれの生徒数はどのくらいかお伺いをいたします。部活動がどのくらいあるかお伺いをいたします。

2つ目としまして、運動部ですと、その種目の希望者がいなくなって廃部になるのであれ

ば理解はできますが、やりたい子がたくさんいて、また団体競技であれば、チームを組むのにも差し支えないほどの子供がいるのに廃部になる、それが今述べましたような理由であるならば、先生方だけではなく、民間の力、いわゆる外部指導者の力をかりて、そして存続させる方法もあるのではないかと思います。教育長のお考えをお伺いをいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 福島議員の質問に対しまして、私のほうは空き施設の管理について、3点目の廃校後の活用についてお答えをいたします。

学校は地域の中心施設として1世紀以上にわたり大きな役割を果たしてまいりました。地域の結社のシンボリック的存在できたことを考えますと、統廃合が予定されている施設や学校の跡地利用は、地域住民の声を十分に反映をしながら地域活性化が推進される必要があると思えます。今後は地域住民と協議を行いながら、よりよい地域の環境整備を目指し、町全体で検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位からもよりよい活用方法等をご提案いただければと、このように考えております。

そのほか、教育長、担当課長のほうから答弁させます。

議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） では、私のほうからは2番の小学校英語教育、3番の部活動についてお答え申し上げます。議員には日ごろから町スポーツ行政、さらにはまた国際交流等についてお世話になっております。まずお礼申し上げます。

まず、1つ目、1番として、業務委託のALTあるいは町職員の小学校・中学校の巡回ということの日数等についてお答え申し上げます。

那珂川町では、業務委託により1名の外国語指導助手、ALTがおりまして、2つの中学校を訪問しております。平成20年度は馬頭中学校に週3日、小川中学校に週2日、週の初めと週末を交互に、各週で訪問する形態をとっております。また、小学校においては学校教育課の職員が定期的に学校を訪問し、英語になれ親しむ英語活動を行っているところであります。平成20年度は5月から2月にかけて町内の8つの小学校を計画的に訪問し、訪問日数は

年間85日、授業時間数は302時間であります。

続きまして、これからの本町の英語教育についてお話を申し上げます。

特に小学校でこれから必修になるということについての対応ですが、小学校の外国語活動については、これは教育とは申しませんで、活動という形で申しておりますが、平成23年度に完全実施されることになっておりますが、本町では21年度、次年度から小学校5、6年生で試行的に前倒しをして週1時間実施する予定です。そのために本年度から小学校外国語研修会、小学校外国語活動検討委員会を立ち上げて、教員の資質向上に努めているところであります。

研修会では既に模擬授業を実施し、研究授業を行い、さらに小学校外国語活動の先行実施にさまざまな点で備えているところであります。外国語活動検討委員会では外国語活動の指導プランを作成、あるいは次年度の実施に向けて今準備をしているところであります。また、実施に当たってはケーブルテレビの活用もできないかという点でも、これから検討してまいりたいと思っております。

小学校の外国語活動が教育課程の中に位置づけられるということになりましたので、教員の資格基準は小学校の教員免許状を有する者ということになります。小学校外国語活動は英語になれ親しむということが中心になっておりますので、学級担任を中心として行うということになっております。したがって学級担任の資質向上という点で、これからも研修をさらに深めていきたいと考えております。

それから、3つ目ですが、平成19年度から小学校の英語担当教員の英語学習研究会というものについての実態でありますけれども、19年度には英語活動研究会を立ち上げました。これまでに本町における英語学習の確認と、これからについて方向性を検討し、那珂川町の提言として取りまとめて、この中で特に小学校と中学校との連携を強化する、教員の資質向上のための研修を充実するというようなことについて提言をまとめ、さらに外国語活動の研究会や検討会議を実施しているところであります。したがって、本町では4月からの英語教育導入にはスムーズに入れると確信しております。

次に、大きな3番目の部活動についてであります。

平成21年2月現在の生徒数についてお話を申し上げます。馬頭中学は400名ちょうどです。小川中学校は224名です。部活動の内容は、体育系部活として、それぞれの中学校に軟式野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球があります。そのほか馬頭中学校には柔道、ソフトボール、剣道、アーチェリーがあります。なお、馬頭中学校

の柔道部は部員がおりませんので、休部中であります。そのほか文化系の部活動として、それぞれの中学校に吹奏楽があります。その他、馬頭中学校だけには総合文化部としてあります。

なお、馬頭中学校は卒業生が本年140名です。それに対して入学生が90名ということで、50名の生徒が減少すると予想されます。また小川中学校でも、入学予定者が男子35、女子28と、さらに生徒数の減少が予想されます。したがって両中学校とも現在、部活動の見直しをしているところであります。

次に、3点目の2番目のことですが、生徒たちがやりたい部があるのに、生徒減少あるいは顧問の減少で廃部に追い込まれる部があるということで、あるいは民間活力はいかがかという質問であります。学校の部活動、特に今回指導要領の改訂で、旧来までは学校教育の一環という表現でありましたが、新しい指導要領では学校教育の1つということで、位置づけが明確になりました。それだけ重視されているということであります。特に部活動は放課後や休日を使って、教員とともに自分の興味、関心のあるスポーツあるいは文化活動に3年間取り組む、そういう意味で、議員ご指摘のように忍耐力あるいは人間性、礼儀等を学ぶ、そういう点では大きな意味を持っているということです。

一方で、部の存続について、学校側も大変苦慮しているというのが現状であります。ご質問の外部人材活用ということで、実際に活用が図られている部もありますが、部の存続というものについてはなお各学校の実情等で、一概に外部人材の活用によって存続ということではないと、そう認識しております。特に昨今の児童・生徒数の減少で、多くの部が並立してそのまま存続するということだと、お互いに共倒れになってしまうということも考えられます。そういう点で、私どものほうでも各学校と協議はしておりますけれども、教員数など各学校の実態に応じて総合的な見地から、学校長がそれぞれの部の改廃について今検討しているということを聞いております。

以上で私の答弁を終わります。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、私のほうからは空き施設の管理について、1点目と2点目について答弁をいたします。

まず、1点目ですが、山村開発センター並びに小川公民館につきましては、それぞれ公民館としての機能を存続させることとしております。施設の管理運営につきましては、開発センターにつきましては職員を配置し、公民館活動の拠点とするとともに、総合体育館

の受け付け事務など教育委員会関係の窓口事務を行う予定であります。また、シルバー人材センターの事務室としても活用をいただく予定であります。小川の公民館につきましては、土地改良区の事務室として活用をいただき、小川庁舎に移ります教育委員会が管理運営等をいたします。公民館活動の拠点としてまいりたいと考えております。

次に、2点目の旧小川の学校給食センターにつきましては、現在公文書保存庫並びに町有物品等を保管する倉庫として、総務課において管理をしているところであります。また平成19年度末に廃校になりました4小・中学校の管理につきましては、平成20年度当初に普通財産となり、総務課が直轄管理等をしております。廃校初年度でもあることから、施設の維持管理については総務課で実施をしているところであります。

以上であります。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、福島議員の大きな1つ目、空き施設の管理についてのうち4点目の統合保育園の開園後、廃園になる3つの保育園の利用についてということについてお答えを申し上げます。

現時点では決定しているわけではございませんけれども、第一保育園につきましては、小川小学校に隣接しているという立地条件から、放課後児童クラブ等の施設として利用を図っていければと考えております。その他の施設の利用につきましては、今後地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（小川洋一君） 再開いたします。福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 再質問に入らせていただきます。

まず、空き施設の管理についてでございますが、最初に機構改革で小川支所に教育委員会

が来る。そのために開発センター、それから総合体育館、そこが空き家になる。ただ、答弁の中で、開発センターには職員を配置して、そのほかに指導員みたいな形で複数配置する、また開発センターの一部にはシルバー人材センターが事務所として来る、そのようなご答弁だったかと思います。いずれにせよ空き家になる、全く無人になる、これは避けなければいけないと思います。

皆様ご承知のように、小川庁舎に隣接して小川体育館がございます。ここは合併前から無人になっておりました。今年度で屋根の雨漏り改修とかいろいろお金をかけていただきましたが、雨漏りとかそういう理由じゃなくて、人為的に壊された、そういうふうに見られる場所もあります。それはなぜかという、やはり無人だったから、目が届かなかったからそういうことが起きた、そういうふうに見える部分もあります。ですから無人にすることは避けて、やっていただきたいと思います。この点では体育館、これは全くの無人になると思うんですけども、少なくとも開放している時間、いわゆるかぎを開けている時間、これだけは無人ではない、そういうふうな考えてよろしいですか。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） ただいまのご質問は馬頭の総合体育館のお話かと思いますが、馬頭の総合体育館につきましては、現在も夜間につきましてはシルバー人材のほうに業務委託をしているところでございます。今回、職員が小川庁舎のほうに来るということで、夜間以外にも利用する時間帯につきましてはシルバー人材に委託しまして、管理をいただくということ考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 答弁を聞いてほぼそれで納得はしましたが、少なくとも馬頭地区の町民にとっては物すごくサービスの低下、そういうふうに一時的に見られる面もあるかと思えます。職員が全部引き揚げる、そういうことで。ですから利用の申し込みとかそういう部分は開発センターでやるということなんで、町民に不便を来さないように、そういうふうな管理をしていただきたいと思えます。

それから、2つ目の空き施設になった学校、給食センターの絡みですが、給食センターは今、文書庫あるいは町の物品の倉庫になっている。那珂川町小川倉庫という名前だと思います。ただあそこに行ってみますと、割と広い敷地の中に町に新しく買ったテント等が地べたにずらっと一面に敷き詰めたように並べられています。私が見るに上方空間、非常に大き

な体積がありますが、この有効活用は何か方策を考えているかどうかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） もとの小川の給食センターの件でございますけれども、議員ご指摘のとおり、現在は平面のところを利用して、物品等を収納しているという状況でございます。今後、物品等の状況によりまして、きちっとした整理の仕方等について検討してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 給食センターについては理解をいたしました。

それから、学校統廃合に伴い廃校になる学校、この廃校になった学校というのは、全国至るところにたくさんあると思います。その中には非常に有効に活用されている旧学校跡、そういうのもあるかと思えます。例えば新潟県の山奥ではスポーツ団体が合宿所として使って、そこからオリンピック選手を輩出したとか、それから本町では旧小口小学校、これがもうひとつの美術館ということで、非常に優良事例に考えられるような跡地の利用もあると思います。それから我々が、19年度ですか、行政視察で伺いました山梨県の北杜市、こちらでも学校の跡地を地域の住民と協議をしながら、非常に有効に使っている、そういう事例もたくさんあるかと思えます。

町長は答弁の中で、庁内全体で検討して、そういうご答弁だったかと思えますが、例えば今年度この町で高手の里の事業で入居者募集をしたと思えます。これは情報を発信して、最初に100人近い問い合わせがあった。その中で現地調査を設定したところ、その半分ぐらいの人が現地に来てくれた。現在3月いっぱい募集中で、これは昨今の世の中の経済状況の急変でどのようになるかわかりませんが、攻めに出る方法としてはいいことかと思えます。

そういう中で、なぜ100件近い問い合わせがあったか、これを考えますと、NHKのテレビ、ラジオ、下野新聞等の新聞、この大きなメディア、この影響が相当あったかと思えます。ですからこの那珂川町の学校跡地は現在でももう東地区を含めて4つ廃校になっています。来年度あと2つふえます。近い将来また2つか3つ廃校になる学校が出てくると思えます。

1つの町で10校近い廃校があるという、これは過疎化だから仕方がない、そう思うかもしれませんが、これを売りとしていろいろなメディアで報道してもらって、この役場の中だけで考えるんじゃなくて、地域の人あるいは全国の人みんなに知恵を出してもらって、そのような



方策を考える気持ちがあるかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 議員ご指摘のとおり、現在中学校1校、小学校が3校廃校となっております。当然、今後も学校の統廃合が進むということで、そうした廃校が数多く出るところでございます。町といたしましても、その廃校をいかに利用しようかということで、現在検討しているところでございます。学校によって、例えば和見小でありますとか健武小のような木造の建物については、ある程度利用価値がございますけれども、実際に鉄筋コンクリートあるいは鉄骨造等につきましては耐震の関係等もございまして、なかなか利用が難しいというのが現状でございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、今後いろいろな多くの方のご意見をいただく、あるいはマスコミ、あるいはインターネット等で意見を聞くという機会もぜひとりたいと考えております。そのためには、やはり地域の住民の方のご理解をいただくということがまず先決かなと考えておりますので、そのように進めてまいりたいと思います。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 地域の方の理解をいただいて、そして全国、あるいは庁舎内だけでなく多くに人の意見を取り入れる場をつくりたい。地域の方の意見ということですが、この学校統廃合については各地域で保護者や地域の人を対象に懇談会をやったり、それから検討委員会を立ち上げて、学校統廃合を進めてきたかと思えます。

そういう中で、どこの学校をどこへ持っていかうとかそういう討議は盛んになされたかと思えます。その中で、いざこの学校が廃校になった場合、さっき町長が言われましたように学校というのは地域のシンボルである、本当に愛着のある思い出深い施設であります。ですからそういう懇談会とか検討会の中で、この学校がなくなったときにこれをどうしたらいいだろうかと、そういう議論があったかどうかお伺いします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 保護者会、さらにまた地域住民説明会という形で、私ども都合保護者会3回、それから地域の住民の方6回、説明会に入りました。そういうときにやはり地域の方々からは、廃校になった学校の跡地というものに対して大変ご心配をいただきました。これについては、実は私どものほうでもまだ具体的な提案はできておりませんが、これから私どももこれは重大な問題だと認識しております。今後とも統廃合を進める中でこういうこ

とも私どもこれから十分検討していかななくてはならないと、そんなふうに思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 統廃合につきましては、学校がなくなる、これは非常に寂しいことであります。ですけれどもこの小さな町に10校近い廃校ができる、これは寂しいことではありますが、逆にこれを売りに出て、攻めの材料として使っていく、そのような方策を考えるプロジェクトチーム、あるいはそういうのを立ち上げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 議員ご指摘のとおり、今後の廃校利用につきましては、そういったプロジェクトチームといたしますか、検討会のような形で、町としましても進めてまいりたいなと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 遊休施設、空き施設の利用、これにつきましてはもう1つ保育園、小川地区の統合保育園絡みの3つの施設についてありますが、1つにつきましては、放課後児童クラブに使う、それからもう2つはまだ検討中である。第三保育園につきましては、21年度は休園ということで子供は入らない。状況にそのままにあらうかと思えます。これにつきましても慎重に検討していただいて、地域の方に納得していただける、そういう活用をしていただきたいと思います。

それと遊休施設の管理という部分で、ほとんどの施設が教育施設であったものが管財課の管轄になる、そういうことで昨年あたりも庁内で、例えばあそこの小川給食センターの跡地、これなんかも中は倉庫として使うけれどもその周辺には草が生える。草は管財課の職員を中心に、夏の暑いときに一生懸命草刈りをしている。そういう姿を見て、私どももいや大変だなご苦労さんと思っております。ただ、しかしながら行財政改革によりまして職員の退職するスピード、これが定員適正化の計画を上回った速度で進んでいるかと思えます。そういう中で、日額にすれば2万円なり3万円なりかかっている職員に、いつまでも草刈りをさせておくわけにはいかない時代が来るかと思えます。そのための対応というのは何か考えていますか、ご答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 空き施設につきましては本当に頭の痛い問題、このように考えております。議員指摘のように、例えば東中学校にしても広大なグラウンド、また学校の周辺に学校の森があるというのは非常に環境がいいと、そういうふうな面で、どこかサッカークラブと提携して、校舎の一部を宿泊施設にしたりしてグラウンドを使ってもらったり、校舎を改築をして、そういうふうな宿泊施設というふうなもの等も検討した経過がございます。

特に、私的では個人的に栃木FCなどの知り合いなどもいるものですから、そんな話もした経過がございますが、やはり栃木FCも非常に財政的に厳しいというふうなこともありまして、今のところちょっと那珂川町まではというような話もありますが、環境としてはすばらしいところですので、これからそういうふうな状況も出てくるのかなと思いますし、ホームページ等でも十分にそれらをPRして、特に最近の情報ですと、都市部で保育園に入れない子がたくさんいる、そういうふうな家庭に向けてもホームページでPRをして、では那珂川町に住むかというような人も出てくるのではないかなというふうな考えをしておりますので、そういうふうなことと一体的に考えていきたい。

例えば具体的にきのうの日経新聞なんかを見ましても、栃木県でも失業者を農業と林業に導入しようというふうな、国でも県でも今回の不況によつての失業者対策としてそういうふうなことも発表されていますので、そういう国・県の動向なんかも踏まえて、空き校舎等の有効な活用方法もこれから出てくるのかなと、そんなふうな感じをしまして、それは反面定住対策にもつながっていくと、このように思いますので、十分いろいろなルートを使ってそういうふうな面に努力していきたいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 空き施設の利用につきましては、最後に町長からかなり前向きな、いろいろ検討した、そのような結果もお話しいただきましたし、ただインターネットを使うとかそういういろいろなメディアを使って、また多くの人の意見を取り入れて、それで財政的にも負担のかからない、そのような施設管理・活用、これをしていただきたいと思います。

続きまして、小学校の英語教育についてでございます。

先ほどの答弁の中で、中学校はALTが巡回している、小学校は英語指導員、ケビンさんが現在巡回している、そういうことでございます。平成21年度から緊急雇用対策で、英語の教員資格を持った英語の先生を2名雇う、そのようなお話でございます。これは先日、3月1日の新聞折り込みにも入っていたかと思っております。ただ英語教育指導補助員、こういう名称

ですが、これが緊急対策事業でかかる職種であるか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 私どものほうで次年度に向けて、小学校高学年で英語を導入するというので、これは先ほど申し上げたように、ホームルームを担当が中心になって指導するというのでありますが、さらに低学年まで英語の指導もしていきたいということでありまして、今度は教育課程に位置づけられるという観点から、免許状を持っている者という形での雇用をいたします。果たしてそれが今ご指摘のように緊急雇用の対策になるかどうかということ、これは私どものほうでも即答はできませんけれども、少なくとも私どものほうで英語の授業に関してはこれでかなりプラスになっていくのではないかと考えております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 今の緊急雇用対策授業の先生は、クラス担任が英語の授業を持つのが原則であるが、そこにまたさらに配置をする、そういうお考えかと思えます。英語の授業は基本的にクラスの担任、いわゆる算数・国語からすべてを教えていた先生が、英語という一つの教科がふえてそれをやる、そういう意味だと思えます。

ただそういう中で、現在町職員として働いていますケビンさんが英語指導員として各小学校を巡回しているかと思えます。大規模校、小規模校で回数には差があるかと思えますが、巡回していて、彼は20年近くもこの町に住んでおりまして、日本語も堪能だし、それから子供との対応もなれていて非常に評判がいい。ただ合併までたしか5人だったと思うんですがいました外国人の職員、町職員を含めてA L T国際交流を旧小川町、馬頭町合わせて5人ぐらいいたかと思えます。それが財政の都合ということで、現在ケビンさんと業務委託をしているA L T 2人だけになってしまった。そういう中で、前はこれでどうするんだという質問をしたところ、ケビンさんが小学校を全部回るからそれに対応する。来年度から学校担任の先生が基本的にやって、臨時の補助員というか先生ですが、その方が各小学校を巡回した場合、現在やっているケビンさんの仕事というのはどのような立場になるかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 人事の問題でありますので、私のほうでは把握していない部分もありますが、仮定の話で申し上げます。

今度、教育課程の中に位置づけられたということもありまして、そのような対応をするわ

けでありますけれども、確かにケビン先生が各学校でやっていることは余人にかえがたい、本当に素晴らしい活動であると私たちは認識はしております。これも仮定の話でありますけれども、ただ、ケビンは町役場の職員でありますので異動もあり、それからもう一つは本人の希望、あるいは能力がもう少し別な形で町に役立つということも考慮しなくてはならない。

ですので、学校教育課としては、もし異動になってもマイナスにならないような体制はとりますけれども、これはあくまでも人事の話ですので仮定の話であります。そういうことで、ケビン先生の能力はよその町にない素晴らしい人材であると私も把握しておりますので、国際交流など別な形でまた彼の能力を生かせれば、また違った形で外国語に親しむという形で、これはケビンさんの能力を活用できるのではないかと、私もそう思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 答弁が何とも遠回りで、何となく単刀直入でなかったような気がしますが、ケビンさんは教育長のおっしゃるような非常に有能な存在で、この町にとっては貴重な方です。それは外人が少ないこの町にとって、数少ないネイティブスピーカー、いわゆる英語を母国語としている職員であります。その方が仮に学校の現場を去ってしまわれたときに、新しく入ってくださる補助員の方がネイティブスピーカーであればいいですけれども、なかなかそういう方を探すというのは難しいかと思えます。その部分、ケビンさんが仮に学校に携わらなくなった場合、どのように方策を考えているかお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 先ほど申し上げたように、もしそういうことの仮定でありますけれども、ネイティブのケビンさんにかわるだけの能力のある者は恐らく緊急雇用では雇用できないと、そう思っております。そういう点で、これから補助員を2名雇用することで、面接をしたいと思っておりますけれども、これから活動に当たっては、今までケビン先生が持っていたノウハウをどのような形で受け継いでいくかというのは、これは私ども町の財産でもあります。これはしっかりやっていきたいと、そう思っておりますし、それからホームルーム担任等についてもこの研修をケビン先生を有効に活用するというので、ケビン先生の持っているノウハウをこれから継承していくということで努力していきたい、そう思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 大体納得いたしました。

それでは、昨年からALTが減員になって、業務委託のALTとケビンさんと2人体制で各小学校を見てきた。それ以前は幼稚園あるいは保育園が一番大事な時期だと思うんです、英語を教える意味で。英語が何で必要か。これは話すためだと思うんです。テストの点数をとること、これも大事だと思いますけれども、要は英語で話すため、そのために英語を勉強するんだと思うんです。英語を話す勉強をするには、まず聞く耳を持つこと、これが一番大事だと思います。

ですからそういう意味で、従来町に働いておりました国際交流員とかALT、そういう方が保育園とか幼稚園にまで行って子供たちと遊んだ。子供たちの中には先生とお昼寝をしてそれが楽しかったと、そういう経験の中から聞く耳が育つんだと思うんです。ですから保育園、幼稚園で英語に触れる、それが大事な教育の一つだと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 2名の外国語活動の補助員を雇用する予定であります。今のところ旧馬頭地区に1名、旧小川地区に1名ということですが、馬頭地区が学校数が多いので、これを少しまた均等にしながら、各学校を巡回していくというようなことも考えておりますし、もしこれが時間が許せば、今お話しのように幼稚園等にも派遣をして、少しでも小さいときから外国語に親しむ、そういう機会をつくりたい、そう思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 那珂川町ではいかに少ない財政、お金の中でいかに効果を上げるか、それを一生懸命考えているかと思えます。お金を出せば幾らでもネイティブスピーカーを人材派遣会社とかジェットとか、どこからでも派遣していただけたらと思えますが、町の都合で幾らでもというわけにいかないんで、少ない財政の中でいかに効率的にやるか、それを十分検討されて、要は中身の濃い、実りの多い、子供たちが英語を話せるようになる、そのようなカリキュラム、システム、それを構築していただきたいと思えます。

英語教育につきましてはこのぐらいにいたしまして、3つ目の中学校の部活動、これについて再質問をさせていただきます。

先ほどの1回目の答弁の中で、馬頭中、小川中それぞれの子供の数、それから現在ある部活の部の内容、それについてご答弁がありました。また、子供の数はこれからもどんどん減

少していく、そういうお話でございます。その中で、各学校で部活の見直しもやっている。具体的に申しますと、馬頭中は子供は減っているが現在400人いて、さらに50人減ってもまだ350人残っている。ほぼ数字的にはまあまあの数字かと思います。小川中につきましては現在224名ですか、それからまた減っていくと。ことしの入学者は63人しかいない。そういう中で部活の見直しをやられている。

私がこの問題を一般質問に取り上げましたのは、現在小川中学校で行われておりますバスケットボール部、これが部活動として存在しております。これを見直しの中で廃止の対象にする。ただ子供たちはやりたい子供はたくさんいる。保護者もやらせたい。そういう中で、少子化によって子供が減り、クラスが減り、学校の先生が減る、そして指導者が足りない。学校の先生は多分大変だと思います。部活以外の校務あるいは進路指導。進路指導というのは結果が数字で見えることですから、非常に神経質にならざるを得ないと思います。そこに神経を注いで、なかなか部活に手が回らない、これも現実かと思います。

そういうのはそれとして、ただ子供たちにニーズがある、やりたい、そして団体競技であればやるだけの人数がいる。新しくつくるのではなくて今までやっていたものを存続する、ただそれだけのことです。それをなぜつぶすのか。そして栃木県というのは中途半端な県で、大都市部もあれば過疎地もある。そういう中でなかなか逼迫した状況になっていないんではないかと思いますが、全国の中では本当に過疎で県全体が苦しんでいる、そういうところもございませう。そういうところは県の段階で中学校の部活の指導者、これを人材バンクみたいな形で登録させて、教育して、それで派遣している、そのような県もございませう。栃木県内でも、学校の校長の裁量で外部指導員を入れているところもあろうかと思ひます。

ここの町では多分これは入れないということで廃部という形になっているのかと思ひます。それは学校の校長の裁量に任す。ただそれを管理監督する教育委員会が指導方針を決めて外部指導者を入れる、このような方針で臨めばまた考え方も変わらうかと思ひますが、その点は教育長いかがお考えかお伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 私も今、議員ご指摘のバスケット部のことについては学校の状況を把握するために、しばらく前に学校のほうへ行って事情も聴取してまいりましたし、それから今回の議会のための答弁のために、また改めて校長にも伺ったところであります。

ただ、今まで既にもう3年前から小川中学校のほうではクラス減になることを想定して、次年度クラス減になりますので、2名定員が削減される。1人転校するとさらに2名という

ことで、今大変苦慮もしているところでもあります。そういう中で本町の場合、本来の部活を校長の指導のもとで教員が部活動の核となって指導していくというようなことでやっております。そういうことで、今まで小川中学校のほうでは既に部活動の廃止については教職員に諮り、保護者にも説明して理解を得ているというふうに私は報告を受けているところであります。

ただ、私のほうでも部活については大変関心がありますので、これからまた議員のご指摘のようなところを理解しまして学校とは協議していきますけれども、今お話しのように、部活動の改廃については学校長に委任していることではありますが、設置者としての責任もありますので、これは明確にここでバスケット部の存続ということはお答えしかねますけれども、十分私どものほうでそれを意を体してこれから協議はしていきたい、そう思っております。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 中身は大体了解しました。ただ子供たちがやりたい、そういう部分に対してはできる限りの協力はする、サポートする、それが教育委員会の使命であろうかと思えます。そういう中で町としてよその県では行われております、県としての対応で人材バンクをつくったりしている県もあります。過疎地の代表として、そういう方策について県のほうに取り入れてくれるように進言するお考えがあるかどうか、それをお伺いしたい。

それから、もう一つは今はやりの地域総合型スポーツクラブ、それとの関連をお伺いしたいと思えます。学校の部活でなかったらどんなに指導しても中体連の大会には出られません。そういう中で子供たちが本当にやる気が起きるかどうかが、総合型地域スポーツクラブの中で救済措置をすると、そういう考えもあろうかと思えますが、その辺についてお伺いしたいと思います。多分最後の質問になると思えます。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 端的にお話し申し上げます。

ご指摘のことですが、1町で2校の中学校がありますので、1校で単独でできない場合はもう既に高等学校も始まっておりますので、連合チームができないかどうか、これも一つまず一考したいと思っております。

それから、今ご指摘の総合型の地域スポーツクラブの設立を再来年度、22年度に立ち上げることでやっておりますので、今度は町域全体で生涯スポーツという中に包括しながら、これから青少年のスポーツを指導していきたいというふうにこれが2つ目。



3つ目、今現在教科のみで町単独の期限つき教員を採用しておりますが、これは教科以外にも、教科と含めて部活動指導というものもできるような形のものもこれから検討していきたいと思っております。先ほどの人材バンクについては、これから検討させていただきます。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） それでは最後に、新しい部活の創設というのではないというふうに理解してよろしいですね。それだけご答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 現在のところ中学校のほうから報告がありませんので、そういう予定はないと思っております。

7番（福島泰夫君） 終わります。

議長（小川洋一君） 7番、福島泰夫君の質問が終わりました。

石 田 彬 良 君

議長（小川洋一君） 12番、石田彬良君の質問を許可します。

12番、石田彬良君。

〔12番 石田彬良君登壇〕

12番（石田彬良君） 12番、石田彬良でございます。

大きな3項目について質問いたしますので、ご答弁をよろしくをお願いします。

まず、大きい1番目、公共用地取得後の管理についてでございます。

今まで町の事業推進のために土地の提供をいただいた件数は、相当の数があると思います。その中で未登記の箇所があると聞いております。そこでその実態を伺いたいと思います。

まず、（1）未登記になっているのはどのくらいあるのか。

（2）町が取得した用地については、未登記で固定資産税は課税されていないと思うが、課税されている土地はないのか。また、再度実態を調査すべきと考えるが、いかがでしょうか。

（3）事業終了後、なぜ登記ができなかったのか、その理由と今後どのような対応をしていくのかお伺いします。

(4) 町が取得した土地のうち未登記となっているものについてはどのような財産管理(台帳管理)を行っているのか。

以上、大きい1つ目の質問でございます。

それから、大きい2つ目、児童・生徒の携帯電話の使用についてでございます。

小・中学校児童・生徒の携帯電話使用については、さまざまな問題や課題が論議されていますが、当町の状況について伺います。

(1) 県教育委員会から、児童・生徒の学校への携帯電話持ち込み禁止の通達があったと聞きますが、当町ではどのような対応をとっているのかお伺いします。

(2) 携帯電話持ち込み禁止について、保護者の反応はどのような反応であったかお伺いします。

(3) 児童・生徒の携帯電話による事件・事故及び友人とのトラブルなどはなかったのかお伺いします。

次に、大きい3番目、(仮称)小川統合保育園建設についてでございます。現在進められている(仮称)小川統合保育園建設及び設計についてをお伺いをいたします。

(1) 豊かな人間性の形成のためにも、乳幼児の時期から木のぬくもりに触れることが大切と考えます。木材の使用はどのように考えているかをお伺いをいたします。

(2) 当町の産業活性化や木材利用拡大を図る上からも、積極的に地元産材を活用すべきと考えますが、どのように考えるか。また、設計時からそれが取り入れられているのかをお伺いします。

過日、役場健康福祉課へ出向きましたときには、まだこれの設計図及び設計書ができ上がっていないというような話でございましたので、(3)設計等がまだ議会に示されていないが、どのようになっているか、お伺いをいたします。

以上が総括質疑でございますので、答弁をいただきまして、その後、再質問といたします。よろしく申し上げます。

議長(小川洋一君) 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長(川崎和郎君) 石田議員の質問の小川統合保育園についてお答えをいたします。

小川統合保育園の建築工事につきましては、当初から統廃合の対策検討委員会で統合の同意を得られた、そういうふうなことで、議員さんのほうからも要望があったわけですが、当

初から木造で建築する、こういうふうなことで考えておりました、設計事務所もそういうふうな木造で設計をとというようなことで要望しております。

いずれにしても、町の64%が林野面積ということですから、地元材を使うということなのは当然でありますし、特に今回のこの事業が林業・木材構造改革というふうな、そういう補助は今回の第2次補正で急遽これが導入できるようになりまして、それが約2分の1ということですので、木造というようなことでそのような補助金がついたと、こういう経過もありますので、たまたまこういう計画をしていたところに第2次補正がついたというようなことなものですから、非常にそういう点ではタイミングがよかったかなと。本来はこれは当初では合併特例債を活用するような計画でしたが、起債をしないでこれが使用できるということですので。

それから、地域材の地元材を利用する活用するというのは当然でありまして、極力この不況の中で地元材を使うことによって、地元の景気回復に寄与すればと、このように考えております。いずれにしても積極的に地元材を使う、そういう考えには変わりありませんので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

設計についてであります、設計の納期が今年度末というふうなことになっておりますので、設計ができ次第、要望がございましたら議会のほうにも提示したいと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） それでは、議員の2番目の携帯電話についてお答え申し上げます。

日ごろ新聞等で取り上げられ、大変携帯電話の問題が喫緊の問題だとされております。私どもも大変苦慮しているところであります。県や国の通達を受けまして、町教育委員会としても2月6日付で各学校長及び、やや文面を変えて保護者に対して教育長名で、携帯電話の校内への原則持ち込み禁止の通知を送付したところであります。

この通知の中で、特に県のものなどはやや強調するところが違うような形にしました。と申しますものは、当地域の地域性ということで、公衆電話が少ない、あるいは交通の不便地であるというようなことを加味しまして、特に原則というものを入れ、そして家庭の事情でどうしても子供に携帯電話を持たせる場合は保護者が責任を持ち、学校と十分連絡をとり合ってくださいということを特に強調しました。また、親と子で使用について十分話し合いを持ち、利用の約束を決めることということもお願いしてございます。さらに、携帯電話を

契約する際はサイトの閲覧制約、フィルタリングを必ず利用し、有害サイトに接続しないように各保護者に指導をお願いしたところであります。

2点目、携帯電話の原則持ち込み禁止ということについての反応でありますけれども、本町では、既に平成16年から原則持ち込み禁止という形で指導してあります。小・中学校において、携帯電話の校内への原則持ち込み禁止は継続して指導しておりますので、今回の通知で保護者から強い異論は出ていないという報告を受けております。

3点目ですが、児童・生徒の携帯電話による事件・事故及び友人とのトラブルはどうかということではありますが、中学校において、携帯電話のメールによるいじめ等が幾つか発生しております。その都度、学校から報告を受けております。いずれの問題も学校の指導で解決はしておりますけれども、解決には長い時間がかかったこと、及び校長初め教職員が大変苦慮したという報告もを受けております。PTAの集会等で必ず携帯電話に係る指導を生徒指導と合わせて実施しているところでありますけれども、携帯については子供たちの問題というよりも、むしろ今の大人社会の問題というふうにも考えられます。これからただの持ち込み禁止というだけでは解決しない問題も包含されていると、そんなふうにも認識しております。

以上です。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 第1点目の公共用地取得後の管理について、4項目に分けてご質問がございましたが、総体的にお答え申し上げたいと思います。

公有財産には行政財産と普通財産がありますが、行政財産のうち道路、水路に影響する財産を除く公有財産の未登記はありませんが、道路、水路に影響する財産の一部については相続登記ができないこと、地図訂正を要する登記等の理由によりまして未登記が生じているのが現状であります。なお、未登記となっている土地についても、道路、水路用地となっている部分については原則非課税扱いとなっております。

最近の道路整備事業におきましては、登記を完了してから事業に着手をするよう努めているところでありますが、過去の事業においての未登記というのは発生しているのが現状でございます。すべての件数を把握することは難しいのが現状でございます。それらの問題についても、地籍調査の進捗に伴いまして、相当な件数については整理がなされたものの、まだまだ未登記の部分が残っているということでございます。

今後、未登記の件数について把握するとともに、未登記解消の具体的な処理方法について、専門分野における公共嘱託登記協会等のご意見を参考にしまして対処してまいりたいと考え

ております。

また、公有財産の財産管理でございますが、管理台帳を作成いたしまして管理をし、道路等につきましては道路台帳によって管理をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） 再質問をいたします。

まず、大きい1番目のほうから質問いたします。

過日、ある方から、町では用地取得後は分筆登記をしてくれないのかという質問がありまして、私自身もこれは大変だということでこういう一般質問を取り上げたわけでございます。町は前へ進むことはとにかく前へ進む考えはしておりますが、こういった事後処理が非常に遅くなっているのではないかと思います。今課長の答弁にもありましたが、なかなか手が回らないというようなことでございますが、そういうことでは本当に困る状況でございます。今進めるというのは、いつごろから進めるのか、もう一度答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） ただいまご質問の件につきましては、特に道路のお話かなと、未登記の部分については、これについては先ほども申し上げましたように、相続の問題あるいは地図の訂正の問題等がございます。すぐに解決ができるというものばかりではないかと思っております。ただ、すぐに解決できるものについては早急に対応するよう、担当課とも調整を図ってまいりたいと思っております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） 今お話しいたしましたのは、相続には全然関係ないというようなことでございまして、もうそれこそ10数年もたっているような道路に提供した畑、その分筆登記がなされていないという騒ぎでございますので、相続が絡んでいるようなことではないんです。それは全然町として手をつけていないというのが現実だと思いますが、そのあたりどうですか。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 登記ができない理由ということでございますが、今総務課長のほうから相続の関係とございましたが、そのほかに公図が非常に混乱しているという地域がご

ざいまして、そういう公図が混乱している部分、その部分だけ解消できればいいというような、路線的には問題があるのかなと、その部分だけ解決できないという問題があると認識をさせていただきます。

多分このことは、議員おっしゃるように十四、五年前ということですが、平成7年に登記事務取扱要領というものが改正されまして、1つの土地を分筆するには周りの隣接地権者の証明をいただきなさいという、1件を分筆するのに、3人、4人という、そういう証明をもらってくれというような要綱にちょっと取り扱いが変わりまして、若干登記事務が停滞してしまって現在もいるという状況でございます。

ただ、今総務課長が答えたように、地籍調査と連携しながら、まだ地籍の調査に入っていない地区については地籍調査と連携しながら、地籍が行ったときにその地区としてそういう分筆の関係を整理したいと考えてございます。また地籍が終わった部分のところについては、相続の関係と、今そういう問題でございますので、内部で検討して、早急に対処してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔12番 石田彬良君登壇〕

12番（石田彬良君） 私個人的話で恐縮なんですけど、私の土地も数年前に中山間総合整備事業の農道整備のためにかなりな面積を協力した経緯があったんですが、その後に地籍調査が入りまして、確かに地籍の図面もできました。それと固定資産税も減額になっております。しかし、ただそれだけで登記が済んだということにはならないと思うんですね。そのあたりはやっぱりきちんとしてもらわないと、これからその土地に関しまして売買とか交換分合とか抵当権設定とかいろいろ問題が生じてくるわけですよ。ですから、地籍調査をしたからそれで終わったということではないと思うんですね、そのあたり答弁してください。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 一応地籍調査事業は土地の確定をしまして、個人の土地を、これは個人の所有地でありますよ、これは道路の分ですよという確定を法務局に出して、その地籍図が皆さんの財産、町の財産というふうになってくるものですから、その後については、それ以前の台帳上は全部抹消される、新しい台帳に全部かえるという事業でございますので、そういう借金の問題とか抵当の問題とか、そういうものは新しいものでやっているんだという方向になってくるかと思えます。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） それでは、登記はしなくてもいいということなんですね、地籍が終われば。

それで、後の質問でしようと思ったんですが、地籍調査をして新しい公図ができれば登記は必要ないという話は本当ですか。ちょっとそれはおかしいんじゃないですか。ちょっとお願いします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 一応、地籍調査事業は登記完了までやりますので、地籍調査が入って登記事務が終わって、地籍事業が完了したということですから、登記まで全部終わるということでございます。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） そうすると、地籍が終わって、登記事務が終わったとすれば、法務局から個人個人に、その権利書なり何かの文面が来てもおかしくないんじゃないですか。それが何も来ない。ちょっとおかしいんじゃないですか。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 今現在は、土地の権利書は個人には出さないと。これは法務局の仕事でございますが出さない。ただ、登記が終われば町のほうから登記が完了しましたという通知は、当時でも行っていると思います。今現在は出していますので。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） 法務局と税務課ですか、こういう税金関係にかかわってくる問題ですので、法務局との連携は年に何回ぐらいいろいろ打ち合わせ会をやっていますか。

議長（小川洋一君） 税務課長。

税務課長（荒井和夫君） 登記関係は法務局から通知がまいりまして処理をしているわけなんです、直接打ち合わせというのは特に行ってはおりません。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） これで課税するのに誤差は出ないんでしょうかね、間違いないですか。

議長（小川洋一君） 税務課長。

税務課長（荒井和夫君） 登記所からの登記済通知書によりまして課税を行っておりますが、そこに面積も当然表示されてまいりますので、その面積に基づきまして課税処理を行っております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 1 2 番 石田彬良君登壇 〕

1 2 番（石田彬良君） それでは、次に地籍調査の件でちょっと質問したいんですが、現在地籍調査は3名の職員で対応していると思うんですが、まだやられていない地域がかなりあると思うんですが、全部処理するのに地籍調査はあと何年ぐらいかかるでしょうか。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（佐藤勇三君） 今まだ旧馬頭地内でございますが、やっと町場へ入りまして、今後21年度にまた10カ年計画を新たに立てるわけでございますが、町としてはおおむね15年から20年ぐらいの範囲かなと担当のほうは考えてございます。ただ、予算のつきぐあいではもっと早くなるというふうにも考えてございます。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 1 2 番 石田彬良君登壇 〕

1 2 番（石田彬良君） 15年から20年も地籍調査をしないと終わらないということは、まだやられていない地区の……

議長（小川洋一君） 石田さんにちょっと。

休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

議長（小川洋一君） 再開します。石田彬良君。

〔 1 2 番 石田彬良君登壇 〕

1 2 番（石田彬良君） それでは、注意を受けましたので、大きい2番目の質問に入りたいと思います。

教育長からご丁寧な答弁がございましたが、小・中学生の間では、現在までに携帯電話は



どのくらいの割合で持っていたのかわかりますか、お伺いします。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 今、小学生の部分が手元にありませんが、中学生については1年生が28%、2年生が29%、3年生が55%ということで、3年生にあっては半分以上ということでもあります。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔12番 石田彬良君登壇〕

12番（石田彬良君） 最近は、プロフと言われるサイトが流行しているそうでございます。正確にはプロフィールサイトといいまして、個人のプロフィールやメッセージを携帯電話への書き込みをいたしまして、インターネットへの接続をし、高校生では96%の高校生が利用しているそうでもあります。知らないうちに個人の情報が全国まで流れているわけでございます。電話会社が新しい商品を次々に開発し、利用させているわけでございます。電話料金は、何も知らない親の口座から自動的に振り込まれているというのが現状だと思います。

しかし、その中で、高校生の話で恐縮なんですけど、15%ぐらいはフィルタリングサービスをしているそうでもあります。小・中学校ではそれほどの事例は少ないと思いますが、父兄と学校がこの件に関して話し合いができれば、携帯電話を持たせないぐらいの指導を私は期待するんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 先ほど申し上げましたように、親の通勤時間に合わせて子供が下校するというようなときに、待ち合わせが必要というようなこともある、いわば本町などの交通の不便地というようなことも考えまして、私どものほうでは原則と先ほど申し上げたようにそれをつけて、そしてあとは保護者と学校が十分に相談をし、そして子供たちの指導を共有するというようお願いしました。ですので私どもはもちろん携帯電話は不要なものと考えて、学校には持ち込み禁止という、一律でやりたいところではありますが、そんな地域の特殊性についても私どもでは配慮したということでもあります。

ちなみに、中学2年生の2割が1日に50通ほどのメールを送るというようなデータもございます。そういう点で、今のプロフについてもさまざまな問題が今提示されていることを承知しておりますので、これからも引き続き学校を通して保護者への啓発をし、そして子供への指導をしてもらうということをやっていききたいと、そう思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） 中には子供にせがまれて買い与えたのだが、そういう親もいるでしょうけれども、なかなか買ってやりたくても買ってやれない親だっているわけでございます。これも子供ながらの格差になるわけでございます。ですから父兄との話し合いをしまして、徹底して子供が平らに教育できる環境をつくるためにも、できるだけ特例は認めないというような考えが必要ではないかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 今学校ではどういう指導をしていますかという、学校に持ってきたものについては教員が一時預かるということで対応をして、学校ではとにかく使わせないということでの不公平感を持たせないような努力をしているところであります。これについては、学校に持ち込み禁止というだけではもう解決できないところまで来てしまっているのではないかと考えております。

先ほど申し上げたように、現実に60%近い中学3年生が携帯を今持っているというもの、これを学校で一律に禁止するということは、逆に私は今非常に厳しいものがあって、現状でも子供たちと先生側とのあつれきがあることを私どもは十分認識しておりますので、その辺のところの妥協点をどうするか、そしてこれから保護者にどういうふうにして理解していただくか、これをさらにまた私どもは学校側と協議してはいきたいと思っておりますけれども、これも先ほど申し上げたように、携帯電話がひとえに子供だけの問題でなくて、社会全体の問題、そして日本の携帯電話がガラパゴス諸島と言われるほどよその国と違った形で、異常な形で発展しました。ですので今、「ケータイ」と片仮名で書いて、小さなパソコンという形にもなってきております。

そういう点で、これから私どもは本当に注意をしていきませんと、善良な子供たちのいじめにつながると、そういう点で大変心配しておりますので、これからも指導は強めていきますけれども、議員ご指摘のように全面禁止ということではなくて、私どものほうで不公平にならない限りこれからも特例を認めながら指導していきたいと、そう思っております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） 最近になりまして、都会の中学校で生徒が飛び降り自殺を図り、死亡した事件がありました。最初は原因がわからなかったそうではありますが、その後の調査で、

携帯メールによるいじめが原因だろうというニュースを耳にしましたが、非常に悲しい出来事であります。この事件に発展するようなことのないように、これから学校関係者に協力をいただいて、よい学校生活が送れるようにご指導をお願い申し上げます。

それでは、この件に関しましては以上で再質問を終わります。答弁は結構です。

次に、大きい3番目の（仮称）小川統合保育園建設についての質問をいたします。

昨日、平成20年度第2次補正予算及びその関連法案が国会で議決されました。今回の不況対策の国・県からの交付金のうち当町に交付されるのは、1つに定額給付金の実施、2つ目に出産子育て支援の充実、3つ目に強い農林水産業の創出、4つ目に地域活性化生活安定対策という項目であります。そういう項目の中から当町には7億9,000万円ぐらいいただけるわけでございます。

そのうち、強い農林水産業の創出という項目では2億2,825万円、また地域活性化生活安定対策として2億3,760万円、かなりの額が交付されるわけですが、そのうちかなりの額が今回の統合保育園建設に役立つわけですが、この交付金の趣旨にもうたっているとおり、今回の事業においては那珂川町産の木材を積極的に活用し、特殊な建材を除いては100%の使用をすべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

町長（川崎和郎君） そのように考えております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔12番 石田彬良君登壇〕

12番（石田彬良君） 先ほど1回目の答弁の中で、設計は木造の建築であるということで、地域活性化生活安定対策ということでかなりの交付があります。今、当町の建設・建築業界は非常に厳しい経営環境の悪化に悩んでいるのはご承知のとおりだと思います。交付金の中にもあるように、地域の活性化、生活安定対策を考え、この事業においては町外業者の参入はさせず、町内の業者により指名をするべきと考えますが、どのように考えますか。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 町外の業者を除いて、町内での業者の選考ということですが、本事業につきまして、これから設計ができ上がりまして、その事業量あるいは工期、技術的な面等を考慮しまして、今後選考委員会におきまして、指名業者を選考してまいりたいと考えております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 1 2 番 石田彬良君登壇 〕

1 2 番（石田彬良君） 選考委員会は何名ぐらいで組織されるんですか。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 選考委員会は、選考委員長が副町長ということで、以下、あと課長が5名の体制で選考委員会が組織されております。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 1 2 番 石田彬良君登壇 〕

1 2 番（石田彬良君） まだ設計ができ上がっていないということなので、私の質問の趣旨の中にはこの設計ができたかという項目しか書いていないんですが、これは木造になるのかRCになるのかわからない状態での質問なのでおかしな質問になるわけですが、ぜひ町内の林業関係の厳しさを認識されて、この地の材料をぜひ使っていただければいいのかなというふうに考えます。

そこで、設計図のほかに設計書というものがあまして、いろいろな部材の寸法やら、本来は設計書の中には単価ももちろん入るわけですが、お金の部分はマジックで消されちゃってなかなか見られない部分が多いんですが、例えば設計書の中には、例えばですよ、柱材、八溝素材で寸法が120掛ける120、いわゆる120というのは4寸角ですね昔の。それから掛ける3,640、これは2間という意味です。それでヒノキというふうに普通は設計書の中にはうたってあるわけです。しかし、備考欄にはこれと同等品でも可というふうに書いてある場合があります。

ですが、今回の趣旨にのっとして地域産の材木を使う場合に、この可というのがちょっとくせ者でございまして、例えばここのヒノキの柱じゃなくても、例えば高原のやつでも鹿沼のほうの材料でもいいですよという意味でございまして、設計書を見る場合はそのあたりもよく見て、ここの那珂川町産の材料でなければだめだというふうに設計屋に指導をお願いしたい。でないところの林産材はなかなか消化できないというのが現状でございまして。実際、材料検査というのがありますが、材料検査をやる場合はだれが検査するのかをお伺いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 石田議員考えておられるように、既に森林組合長さん、それから建築業組合、これは旧馬頭地区、旧小川地区からも出ております。それから木材業者のほうから

も、ぜひ今回の仕事に参加をさせてほしいというふうなことで要望がありますので、町としてもできる限りそういう要望にこたえていきたいと、このように考えております。

ただ、予算と工期というふうなことがありますから、果たしてこの地域で全部調達できるかどうかということになってきますと、いろいろ難しい問題があるかと思いますが、町のほうとしては、業界からのそういうふうな要望が既に出ていますので、また町としても地元材を使うというのが基本的な方針ですから、議員指摘のような考え方で今臨んでいると、こういう状況ですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 石田彬良君。

〔 12番 石田彬良君登壇 〕

12番（石田彬良君） それでは、材料の話は了解しましたので、材料の話は終わります。

それで、業者選定、もう一回質問するわけですが、例えば数年前、ひばり幼稚園の業者選定の場合は町外の業者が受けて、あと町内の何社かが下請に入ったというような経緯だと思います。ですから今回はぜひ地元業者100%というふうにお考えいただきたいと思います。

それと、最後の質問になりますが、今回の施設には今国で奨励しております太陽光発電装置、これを取りつけて省エネ対策の模範となるような施設にしてはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 業者選定の件ですけれども、やはりご承知のように公金を使う仕事ですから、業界からそういう要望は当然我々も積極的に取り上げていきたい、このように考えております。

一方、今言いますように、公金を使う仕事ですから、やはり完成までにいろいろな経過があるわけですから、そういうふうな技術的な面等が果たして対応できるかどうかというようなことも指名選考委員会の中での選定事項になってくると思いますので、図面ができ上がった時点で十分内部で検討したり、または議会のほうにも協議をしたりして決めていてもらいたいと、このように考えておりますので、その辺のところは工事のボリュームからいいましても、技術的な面等も考慮しながら業者の選定に入るとは思います、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから、太陽光に関しては課長のほうから答弁させます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、太陽光発電についてなんですけれども、設計当初

から、省エネに配慮した施設にしていきたいというお話はしていたと思います。そういう中で、現在設計途中でございますけれども、太陽光につきましても大体20キロワットぐらいの発電をするような施設を現在検討をしているところでございます。大体この量で施設の電灯の部分については賄えるかなというふうに考えているところでございます。そのほか省エネに関しましては、太陽光エネルギーだけではなくて、自然の採光とか、それから自然換気を生かした省エネとか、そういったなるべくエコに配慮したというような施設の設計を、ただいま実施しているところでございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 先ほど、指名選考の関係でお答えを申し上げましたが、今回の事業につきましても、まだ指名競争入札にするのか一般競争入札にするのか、これについても選考委員会の中で検討をするということでございます。また事業規模によりまして、町ではAランク、Bランクの業者ということでの区分けがございまして、今回の規模につきましても町のAランク、県でいいますと県のA、Bのランクの建築という形になるかと思っておりますので、それらを考慮しながら選考ないし一般競争入札の条件を定めていきたいと考えております。

12番（石田彬良君） 終わります。

議長（小川洋一君） 12番、石田彬良君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

小 林 盛 君

議長（小川洋一君） 6番、小林 盛君の質問を許可します。

小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 小林 盛です。

一般質問に入ります。

私は今まで一貫して北沢の不法投棄問題、そしてそれを利用して県営産廃処分場をつくってしまおうとする行政の裏と矛盾、それを明らかにして那珂川町の住民の安全・安心な生活を守ることと、那珂川町の財産である清流那珂川を、そして八溝県立自然公園に指定されている備中沢を守り、温泉や小砂焼、美術館といった観光地へのダメージを回避するために、反対を続けております。

行政のわなという表現をいたしました。今までにも私は何度も、那珂川町は今振り込め詐欺に遭う寸前のような状況なんだということを話してきました。それほど策略に満ちた問題であるということを町民の皆さんに知っていただきたいと思います。その策略の部分、違法性というものを追及していきたいと思います。

では、具体的な質問に入ります。

北沢地区に不法投棄された産廃は県の調査によって全量撤去が必要であるという結論づけがされたわけであり。このことによって、平成16年に産廃特措法が制定されてからは、法律に基づく解決の道が開けてきたわけであり。しかしそれにもかかわらず県も町も、処分場による解決が最善の方法であるという主張をしてきております。

この最善の方法というのは、だれにとって最善かということであり。行政にとっては最善であっても、我々住民にとっては最悪の決断だと言わざるを得ません。行政は、法律に沿った執行が原則であります。町長には、処分場設置による解決を要請した説明責任があります。処分場設置による解決が違法でないという根拠を示されるとともに、産廃特措法を適用しないという、この理由についてを伺います。

以前、去年の8月でしたか、県の福田富一知事が那珂川町に来られて、フォーラムという形で住民との意見交換があったわけですが、私はそのときも町長に直接違法ではないですかということを質問したわけですが、そのときの知事の答弁は、那珂川町の町長さんから要請されていることで進めているので、違法ではないと思いますよというような答弁が返ってきたわけです。

これには本当に驚きました。那珂川町の町長さんから要請があったら法律はどうでもいい

と、それは違法にならないんだと、そういう答弁です。これは全く答弁になっていないし、答弁にならないということは、答弁できないことをやっているということだと思います。この特措法の適用というものをなぜしないのかということ、きちんと答弁になるような答弁をお願いします。

それから、2つ目に、法律では解決を図るために必ずすべての事案に対して措置命令をかけて費用負担をさせないさいということになっていますが、なぜ措置命令をかけないのか、これも多分町長からの要請がないからと県知事は答えるんじゃないでしょうか。このことについて、きちんと答弁をいただきたいと思います。

それから、那珂川町環境基本計画について質問いたします。環境基本計画の基本目標のうち、美しい自然と共生するまち、これについてお伺いをいたします。

計画の中では、豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷の少ない人と自然が共生するまちづくりを推進することとなっているにもかかわらず、八溝県立自然公園に指定されている備中沢地区に産廃処分場の設置を県に要請するというこの大きな矛盾、環境基本計画と処分場設置要請の整合性というものを、町長からお伺いをいたしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 小林議員の質問の中で、那珂川町環境基本計画について、私のほうから答弁いたします。

環境基本計画と処分場設置要請の整合性ですが、本計画は合併後いち早く策定した町総合振興計画に基づくもので、まちづくりの基本テーマであります豊かな自然と文化にはぐくまれ、優しさと活力に満ちたまちづくりを実現するために、環境面から各施策を横断的にとらえ、取り組みを行う意図で作成をしています。

また、基本政策の一つに豊かな自然と共生するまちづくりを掲げ、その一施策として不法投棄された産業廃棄物を県営管理型最終処分場の建設により解決を図るとしており、これに基づく本計画も、北沢地区の不法投棄問題解決に向け県営管理型最終処分場建設を促進することとされており、考え方は一貫しており、整合性はとれていると思います。

自然環境保護の考え方ですが、計画では山林、農地、水辺に区分し、栃木の元気な森づくり事業や農地・水・環境保全事業など既存の事業の積極的活用を図るとともに、ボランティア



ア組織の育成支援や遊休農地の解消に向けた仕組みづくりを行うこととしております。これらからおわかりのとおり、自然環境保護とは今ある自然をそのままにしておくことでなくて、水資源の涵養機能であったり、大気や水質の浄化機能であったり、多様な生物をはぐくむ機能などを、人々の手により維持・保全することだと考えております。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 1番の県営産廃処分場の問題についてお答えします。

まず、産廃特措法適用についてのご質問ですが、産廃特措法により撤去・処理するには、措置命令をかけた上で行政代執行を行うこととなりますが、埋立処分先の確保が必要なこと、撤去費用が回収できず、県が多額の公費負担になるなどから、北沢の不法投棄物は、県営最終処分場を設置して適正処理することが実現可能な最善な方法であると判断し、県においては産廃特措法は適用しないと聞いております。

次に、措置命令の県への要請についてのご質問ですが、県では不法投棄者に撤去費用を負担する資力がなく、措置命令の実効性がないと判断し、命令をかけていないと聞いております。町といたしましても、県の判断を尊重しております。

以上です。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 2回目の質問に入ります。

産廃特措法は相手方に資力が無いというようなことで、代執行が無理だというような判断に立っているということ、ずっと県も言い続けてきているわけですが、まずここがおかしいんですね、結局北沢の不法投棄、これは危険だと、そのまま放置ができないという認識に県が立ったと、そしてごみの調査をすることによって、放置できないものだと、これを確認したと、ここまで県は進めたわけですね、その後は法律に従って撤去を進めるということが絶対に必要なわけです。不法投棄というのは犯罪でしょう。犯罪を解決するのに公権力の行使ということが絶対に必要になってくるはずなんです。それを法律から外れたことをやろうとするからいつになっても18年も不法投棄問題を抱えたまま、危険ですよという発表をして、住民に不安を与え続けて、18年も経過しているわけですね。

法律がどうなっているか、今読み上げます。特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向として、これは環境省が報道発表資料として作成したものであります。平成9年、廃棄物処理法改正法の施行前に不適正処分が行われた産業廃棄物、これを特

定産業廃棄物と指定しているわけですね、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれが大きいすべての事案について、今後10年間の期間内に計画的かつ着実に問題の解決に取り組むことと、法律がこのようにはっきりとこうしなさいということを行っているわけです。これに対して答えていただきたい。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 特措法のご質問であります。特措法の適用は、先ほども申し上げましたように、県の判断によります。そして特措法を適用する場合に実施計画を定めなければなりません。県はさまざまな先ほど申し上げました点から、特措法は適用しないと言っております。町もその考えであります。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 特措法を適用しないという考えは違法だと、私はそれを言っているんですよね。都道府県等は特定産業廃棄物の実態を把握するための調査に努め、支障の除去等を行う必要があると判断した事案については、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出すること、これらの手続によってもなお支障の除去等が完了しない場合には、産廃特措法に基づく実施計画を策定し、特定支障除去等事業を実施すること、不適正処分の行為者及び産業廃棄物の処分に至るまでの間に、その適正な処理の実施を確保する注意義務を違反した者等に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を出して支障の除去等の措置を負わせることと、このように法律は、不法投棄者に資力がなくても、不法投棄者にその不法投棄を依頼した事業者、そうしたすべてのこの不法投棄にかかわった、不適切な処理にかかわった人たちに措置命令をかけて費用の負担をさせなさいと。

撤去して、持っていく場所がないというようなことも今まで何度も言ってきたけれども、それも非常におかしなことであって、栃木県は産廃を毎年どこへ捨てるんですか。行き場がないわけじゃないでしょう。適正に処理されているはずですよ。つまり、持っていく場所がないなんていうのは、これはでたらめな答弁なんです。持っていく場所が全然なかったら、栃木県の産業は成り立たないでしょう。毎日排出されているんですから産業廃棄物が。それをきちんと適正に処理されているはずなんですから、何で不法投棄だけができないということはないでしょう。これも産廃なんです。だからそういう答弁ではなくて、きちんと責任のある答弁をしていただきたい。お願いします。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） まず、不法投棄された産業廃棄物を、すべて特措法により解決をしなければならないということはないと思います。現在、県では公共事業として、廃掃法に基づいて公共事業として実施することとしております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 廃掃法で公共事業なんていう言葉は出てこないんですよ。不法投棄された産廃物が住民の生活に重大な支障を来すおそれがあるということで、全量撤去する必要があると認めたのは県なんです。北沢の不法投棄を全量撤去する必要があると。つまり特措法の中では、措置命令の対象の範囲内で行うということということになっていますよ。

これはどういうことかということ、措置命令をかけるのは、その支障を来すか来すおそれがあるというそのごみに関して、支障を来すおそれがないものに関しては措置命令をかけると言ってはいないんです。つまりそれはこの特措法で撤去できないごみになりますが、北沢は県がみずから全量撤去が必要だと、そういうふうに認めているごみなんです。だからこれが撤去できないというのは、法律上あり得ないでしょう。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 私どもも恒久対策として全量撤去が必要だと思っております。県といたしましては、県営最終処分場を設置して、それにより解決を図ると、そのような考えで県も町も進んでおります。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 全く驚いてしまいますが、特定支障除去等事業を行う場合であっても、引き続き措置命令、特定支障除去等事業に要する費用の徴収を不適正処分の行為者等に対して行っていくこと、今後の不適正処分の再発防止に向けた具体的な対策を明らかにすること、これは法律がこのように定めているわけですね、結局この不適正処分を行った者に対して、公共事業で税金を使って、そしてごみを片づけてやるという考えはどう見ても間違っていると、おかしいと思いませんか。

ごみを排出した人たちに片づけさせるというのが法律なんです。国民感情から言っても、だれもそのとおりだと思いますよ。お金もうけのためにいろいろ事業をやって、出たごみを不法投棄して、それをその当事者に、ごみを出した排出者に片づけなさいという法律が、まさに適法でしょう。これをその法律があるのに、法律が適用できません、公共事業で解決し

ますという栃木県のやり方は、これは全くめちゃくちゃです。だれも県民であったら納得できないと思う。きちんと説明をしてください。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 何度も同じ答えになってしまいますけれども、全量撤去のためにどういう方法がいいか、平成2年以降、さまざまな人がかかわって、地域住民、それから議会、行政も挙げて検討してきたわけでありまして、町といたしましても、最終的には県のほうに行政代執行の可能性、さらには特措法ができた段階でも、特措法の適用について協議はしております。

しかし、県のほうで、例えば県にある100カ所の不法投棄をそのような形ではできないということもあります。それから他県においても、流入規制をしている状況にあります。そういった中で、県営最終処理処分場を建設して解決を図ると、こういう考えが実現可能な方法であると、そのように思っております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） ここに私は3枚の名刺を持っているわけです。字は小さくてそちらからは読めないと思いますが、私がこれを読みますが、環境省廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長、森谷賢さん、それから環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理不法投棄対策室室長補佐、矢口和博さん、それから環境省自然環境局野生生物課野生生物専門官、曾宮和夫さん、こういった官僚、この人たちに私は平成17年度だったと思いますが、守る会のメンバーと環境省へ行って、栃木県のこの不法投棄解決策が余りにも異常だということを訴えに行ったわけです。

そのとき、この森谷さん、この課長さんはそれを見て、それをとというのは栃木県が作成した「グリーンライフ」、今は「なかがわ」というので毎月出てきていますが、PR紙ですよ、県の。「グリーンライフばとう」という、まだそのときは段階だったんですが、「不法投棄問題の解決のために産廃処分場建設が始まります」と、そういう大きな見出しがついたこの県の「グリーンライフばとう」というものを持って行ったわけです。この森谷さんはこれを見て、何をやっているんだろう栃木県はと、こんなことではだめなんだと、あり得ないということをはっきりと言われましたよ。ですから、じゃ本当に北沢は特措法の対象になるんですねと言ったら、きちんと申請がされれば当然なりますよ、しかし栃木県からは何の相談も受けておりません、こういう返事だったんですね。

つまり、何のアクションも起こしていないですよ。つまり法律上できないとかできるとか、そんなことも確認をとっていないんですね栃木県は。ということは、それは県がやることだといつも対策室長は言っていますけれども、その前があるんですよね、町長がそれをきちんと知事に特措法の適用をお願いしますよと、こういう要請をしていないから、していないからだと思います。しているかどうかきちんと答弁してください。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 特措法適用に関する協議は行っております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 協議を行ったかどうかということではなくて、きちんとその要請をしたかと。していないと私は思うんですよ。環境省がそういう相談を一切受けていませんと、こういうことを言っているんですから、これはまず不法投棄のあるこの那珂川町の町長がきちんと文書で要請をするということで初めて県もそれに伴って動かざるを得ない、こういうことになってくると思うんです。それがやられているかどうか伺います。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 県が環境省に協議をしたかどうかについては、私どもは確認しておりません。町といたしましては、文書ではございませんが、県との協議はしております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 何度も言うようですが、協議をしたとかしないとかではなくて、要請をきちんと、その意思を伝えるには文書で要請をするということが必要だと思いますよ。その辺で立ち話のようなことをやられたって、協議しましたということになるかもしれないけれども、そういうことではないんですよ。きちんとその可能性をまず探っていないで、結局代執行はできませんとか、措置命令がかけられませんとか、それ以前のことからやっていない、これはおかしいじゃないですか。何度聞いても同じ答弁しか戻ってこないとは思うんですが、例えば不適正処分の行為者、つまり不法投棄者を含めた、不法投棄者にごみを依頼した、すべてそこにかかわった行為者や排出事業者への責任追及について、これらの者が所在する都道府県等と特定産業廃棄物が存在する都道府県等が共同してこの不適正処分には対応すると。つまり北沢にごみが捨てられていますけれども、不法投棄者は那珂川町と、それ

から埼玉県に2人かかわった人がいるわけですね。ごみは埼玉か東京か、とにかく県外からすべてが運ばれてきた。そのごみを排出したそのこれらの者が所在する都道府県等と特定廃棄物が存在する都道府県等が共同してこの撤去に当たる。つまり栃木県だけじゃないんですよ。このごみは県外から持ち込まれているんですから、その県外にも責任があるということで、法律というのはこういうふうに対策をきちんと道筋を立てているわけですよ。

なぜ法律によって解決を進めようとしなかったのか、しないのかということですよ。これから本当に栃木県といいますか、この不法なことで行政を進めてきたことに対して、これは違法な行政なんですね、違法性というものを、行政は何をやったって大体が通ってしまうというのがあるんですが、違法なことだからだめなんです。ですからこの処分場はつくれないと私は思います。これから本当にやるべきことをやっていなかったことに対して、県はどんなことをこれから説明していくのか、本当に心配になってきます。

例えば、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対しての行う措置として、特定産業廃棄物等を実施する事案について、都道府県等が特定産業廃棄物を確認した時期、地域住民からの情報提供の時期、廃棄物処理法に基づき行った報告、聴取、立ち入り検査、措置命令等の状況、現在に至るまでの期間に行うべきであった措置及び今後行おうとする措置の内容並びに当該措置の実施体制等について、第三者である学識経験者等を交えて検証し、その結果を明らかにすること。なお、これらの検証を行った結果判明した組織上または個人の責任及び当該責任に関して講じられた措置等について明らかにするというような、こういう法律で定められた作業というのをすべてやらないできているんですよ。

この法律に関することというのは、特措法のことだけを話しても、ちょっと理解できない部分があると思うんですね、それで行政法という法律と当然絡み合っていて法律が成り立っているわけですから、行政法のことにはちょっと触れたいと思いますが、関連というか、この質問に対してのあれですから、大丈夫ですよ、これは。なぜ特措法の適用をしない、これがなぜ違法なんだということを今説明しようとしているわけなんです、行政庁が行政を行う際に、法律の定めるところに従い、その一方的な判断に基づき、国民の権利・義務その他法的地位を具体的に決定する行為を行政行為と、こういうわけですね。

これは処分場を一方的につくってしまえというようなことを言っているんじゃないですかね。これは行政庁が法律の定めるところに従いというのは、当然、産廃特措法ではっきり言っているように、支障を来すおそれがあると、そう認定されたごみに関しては措置命令をかけて、直ちに撤去しなさいと、こういう法律があるわけですよ、その法律の定めるところ

るに従い、その一方的な判断に基づいて、危険で放置できないということ、そうであったら一方的な判断に基づき、国民の権利・義務その他法的地位を具体的に決定する行為を行政行為と、こう言っているわけです。この行政行為に外れて、はっきり外れていると思うんですが、答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 県が特措法を適用しないからといって、これが違法であるとは思っておりません。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 法律というものは、例えば違法建築であったと認定されたときに、当然それを撤去命令を出すとか、例えば談合が行われたというときには、そのままそれが成立してしまえば違法だということになるわけですよ。言っている意味がわかりますか。今、私が言おうとしているのは、不法投棄という問題を解決するのは公共事業じゃなくて、法律、つまり廃棄物及び清掃に関する法律であったり、環境基本法であったり、それで解決できないからといって10年間の時限立法でつくられた今回のその産廃特措法、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律、まさにこの法律によってそのごみを解決しなさいと国会でこういうふうに定められたんですよ。これに従いなさいというのが法律なんですよ、行政法の。ですからここには一切そういう相手方の財力がないとか何とかいうものは存在しないんですよ。そういうことを言っていたらば、違法建築も撤去できないでしょう。相手が、いやここを追われたら住むところがない、全財産をはたいて建てた建物だから壊さないでほしいとか言ってそれに従っちゃったらば法律じゃなくなっちゃうんですよ。つまり法律というのは、一方的にというこの部分、これをしなければ法律じゃないんですよ。どうですか。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 不法投棄物の処理の方法、手法について、すべて産廃特措法でやらなければならないということはございません。県は北沢の不法投棄物については、廃掃法に基づきみずから県営最終処理処分場を設置して解決を図るということでありますので、特措法を適用しないからといってそれが違法であるというようなことはないと思います。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 産廃特措法に基づいて、産廃特措法のどこに、公共事業で処分場をつ

くって解決を図るなんていうことが載っていますか。あり得ないでしょうそんなこと。産廃特措法というのは、ごみを片づける法律なんですから、これは処分場をつくるなんていうのは、それは全然次元の違う話でしょう。法律に載っていないことをやろうとしているわけですよ。

つまり主体性が間違っているんですよ。それでは行政としての効力というものは発揮できないですよ。効力というのは、きちんとすべてが法律に合致していなければ。だからできないでしょう、処分場が。18年にもなって何度も何度もやっていますよね。北沢だってあそこで処分場をつくらうとして、そして基本計画までできたんですよ。そこまで行って、しかし地権者の反対によってご破算になってしまった。今ここでも全然できそうもないんです。

できないのは、法律に準じていないからなんですよ。例えば土地収用法、これなんていうのは、法律に合致していれば、これはもう一方的に、相手が嫌だと言っても、法律のもとで、とにかくそれを強制収容するということが法律で認められている。だからそれが実現するんですよ。だけれどもこれは法律に沿った行政ではないから、実現できないんですよ。

結局、そのまま放置できないと、支障を来すおそれがあると認めていて、こんなに長く放置しているということ自体が、これは行政としては非常に怠慢である、判断のミスからこういう事態を招いている、これからも続く、こんなことではごみは解決しないし、もしこのまま何らかの形で処分場設置が可能になっていったというようなことになれば、これは完全な違法行為として、当然訴えていきますし、そこまで行かないとは思いますが、とにかく私が言ったことに対して、それがここが間違っていますよということがあったら指摘していただきたい。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 先ほどのご質問で、私は産廃特措法に基づいて県が事業できると言ったのではなくて、廃掃法に基づいて県営処分場をつくって処理すると申し上げました。さらに、私どもは北沢地区の不法投棄物が恒久対策として全量撤去が必要と考えております。産廃特措法を適用している事案は11カ所か2カ所だと思います。全量撤去をしたのは2カ所だけであります。そのほかは資金面であるとかさまざまな要因から、一部撤去あるいは遮水工、その程度にとどめてあります。私どもは全量撤去を求めて、速やかに適正処理されることを望んでおります。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕



6番（小林 盛君） 例えば一部撤去であるとか、例えば撤去しないで安全対策をとったとか、これは支障の除去でありますから、当然一部撤去もあるでしょう。というのは支障が認められないと、今後も放置しちゃってこのごみは問題ないよというものであれば、撤去しないでいいんですよ、そこに残すと。そこまで予算措置ができないということなんでしょう。この特措法の中で、はっきりと措置命令をかける範囲に下さいということが出ているわけですね。ですから支障の除去というのが最大の目的なわけです。

北沢の不法投棄は、県が2度調査をして、結果的には全量撤去が必要だと、放置できないと、そういう認識に立って発表しているわけですから、これは当然全量撤去ということになります。そうでなければ今出てきたことが、住民にきちんと発表してきたわけですから、住民への説明がつかないことになるんで、当然全量撤去という形になるかと思います。

それに室長が特措法ではなくて、廃掃法に基づいて公共事業でと言ったけれども、さっきもこう言ったんですよ、廃掃法という法律は、廃棄物及び清掃に関する法律というのは、ごみを片づける法律なんです。ですから処分場をつくるという内容とは全然次元の違う法律なんで、廃掃法によって処分場をつくることになったなんていうことは説明じゃないんですよ。そののころをお願いします。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 廃掃法で産業廃棄物の処理は原則、民間の業者であります。しかし必要と認められる場合には、県がその事務をできると。いわゆる公共事業で県営最終処分場を設置することができる、その事務処理をできるということが規定されております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 公共事業でという言い方をしますけれども、県営の産廃処分場をつくるのが可能であるということは、それは当然そうだと思いますよ。私が言っているのは、北沢のように不法投棄されているごみ、これを解決するために公共事業で処分場をつくって解決をしなければならぬと、ましてやそこに措置命令もかけないというようなでたらめな行政はあっちゃいけないと思います。

さっきも説明しましたが、不法投棄されているごみというのは、ある業者がお金もうけのためにいろいろなものをつくったと。そしてお金は十分稼ぐと。稼ぐ過程で出たごみをもうけの中で、きちんと処理する業者をお願いをしてごみを処分するというのが、これが正しい

処分の仕方なんです、もうけたお金を少しも出したくないと。結局少しでも安く処理してくれる、怪しいけれども、その人に頼んじゃえということで出されたごみなんですよね。

結局、きちんと処理されるかどうかを確認しないままごみが捨てられていったと、処理されていった。その責任をだれがとるのかということです。何で栃木県が公共事業と言って、140億円もの金をかけて処理しなければならないんですか。当然ごみを捨ててもうけたやつが、その業者がその責任を負わされるのが当たり前でしょう。これをやらないで、公共事業としてやります、これは法律上も違法ですし、住民から見ても理解が得られないと、そう思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） これは平成2年までさかのぼらなければなりませんけれども、不法投棄者の2名については、小林議員ご承知のとおり、既に刑罰を受けております。また昨年の県民フォーラムにおきまして、多分小林議員がご質問なされたかと思いますが、排出者責任のことにも触れられました。そのときに知事でありましたか部長でありましたか、撤去する段階で確認できるものは確認して、責任を追及したいというような答弁もしておりますので、現在はそのような考えであります。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 認識の差といいますか、非常にがっかりしているんですが、確かに知事がそのように答弁されたことは事実ですよ。しかしその不法投棄を撤去する時点で、そしてそのごみの出どころ、排出者が確認がとれたらその確認がとれた相手方に費用の請求を、協力をお願いするというような答弁だったわけですが、事情が全く飲み込めていない答弁だなと私は感じたわけですが、ここで対策室長がそのようなこと言われるのは、非常に本当に本当なんだろうかと思っちゃいますが、行政が措置命令をかけることによって、当然捜査ということになってくると警察なんだろうが、警察が公権力の発動ということで踏み込んで、その不法投棄にかかわったすべての資料を聴取して調べ上げて、ごみの量を的確に確認をとるという作業が行われる、措置命令をかけることによってそういうことが、公権力というか、権力の発動ということに初めてなるんですよ。

今の段階では、あの人が本当に支払い能力があるのかないのかとかそういうのはわからないんですよ。その不法投棄者だけではなくて、当然それに不適切にかかわった排出事業者ということになっていくと、非常に広範囲になっていくわけで、その人たちがどれほどの財力

を持っているかということさえ全然わかっていないでしょう。それなのに、措置命令をかけないで、何もしないで、調べることをしないで、相手方に資力が無いと言っているのはおかしいじゃないですか。ただ想像しているだけにすぎないですよ。

だから、法律というものはそういうことがあってはいけない。例えば税金の滞納者、悪質な滞納者もいますよ。当然払える資力を持った人が払わないで、だけれどもその人は、いや生活が苦しくてと言うと思いますよ。だけれどもそういうことで、それじゃしようがないと言うわけにはいかないでしょう。調べるでしょう、まず。

何と言いますかわからないけれども、とにかく立ち入り調査をして、どれほどの支払い能力があるかどうかを確認とって、とにかく滞納額に見合う額を徴収しようとするのが行政だと思えますよ。当然この不法投棄に対してもそういう行政としてとるべき措置をとって、行政としての公権力を発揮して、解決を図るべきだと、こう言っているんですよ、私は。

議長（小川洋一君） 環境整備対策室長。

環境整備対策室長（益子 実君） 繰り返しの答弁になりますが、措置命令をかけるのは県であります。私どもは県の考え方、これを先ほどから再三申しております。現時点で不法投棄の2名の者、1人の方は亡くなっております。1人の方は行方不明と聞いております。そういう段階で、実効性がない措置命令は、県のほうでは現時点ではかけないというふうに聞いております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 何度も繰り返しになって本当に困っちゃうんですが、実効性がないかというのは、今の段階では言えないということを今説明したばかりなんですがね。不法投棄者というものに対して、例えば1人は亡くなったというのがあります。1人は行方不明だというような話をされたけれども、そうではなくて、平成18年だか19年に同じような不法投棄を繰り返しております、相手方の早川という不法投棄事業者、こういうことがあるんですよ。

当然調べていかないと、こっちで相手方はいないんだらうと、そこまで行政が親切に物事を考えるんですか。もしそういうふう考えるんだとしたらば、一生懸命まじめに働いて税金を払っている人はその税金を140億円も、その不法投棄したごみの処理のためにという名目で使われてしまうんですよ。それは県民に対して説明になっていないです。全然答弁になっていないと思います。

県の態度を代弁して言っているだけだと、そういう繰り返しなんで、これ以上この件に関して聞いてもそれ以上の答弁は出てこないと思うんですが、ただ、その認識を変えてもらわないと、幾ら何でも、県がやっていることが正しいんだと思ひ込むのも結構ですが、どう説明したらそれがそうではないと、間違いだということが耳に届くのかということを実際に心配しちゃうんですよね。

話が前後しますが、県が代執行をしないんだと、できないんだとか、特措法の適用を考えていないとかと言っていますけれども、これはやっぱり那珂川町の熱意というものが県を動かすことができなかつたと、つまり努力が足りないと言わざるを得ないんですよね。本当に県に対して産廃特措法という、まさに北沢のごみのような不法投棄を解決する法律ができたんだから、これを適用するべきでしょうと、ぜひお願いしますと、そういう努力の跡が全く見られていないんですよね。

環境省に行って、県が全然来ないということもそうですが、恐らく今までに情報公開等で那珂川町から、当時の馬頭町からも含めて、不法投棄問題について特措法の適用というものを要請があったかどうかと、事務処理の要請は一切ありませんという答弁や回答を得ているわけですが、このように何らかの不法投棄されている那珂川町としては、北沢の不法投棄を解決しようというアクションを起こしていないんですよね。

何か知らないけれども、処分場、処分場と。そういうことではこの次に、時間が余りなくなってきちゃったんですが、この質問もこんなに中途半端で、答弁を得られない。これは納得してやめるわけではないんです。この次にもきちんと答弁できるように、県と話し合いをして、情報の共有化をして、答弁をしていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

今の質問の中でも出てきたように、那珂川町としては豊かな自然、美しい自然と共生するまちということで、振興計画に入っているわけですね。自然と共生するまちを目指すというのは素晴らしいことで、私は当然これには反対する意思はもちろんないわけですし、こうであってほしいと、本当にそう願うものでありますが、その矛盾性というものをここで取り上げていきたい。

美しい自然と共生するまちというこの町が、こともあろうに備中沢という、那珂川町でも唯一自然公園に指定されている、その中に処分場を、約80ヘクタールもの自然を破壊して、そして処分場をつくらうということについて、これはまさに看板に偽りありと言わざるを得ないんですよね。看板だけは美しい自然と共生すると言っているながら、県営の処分場をみず

から要請してつくってくださいと言っていることに非常に矛盾を感じているわけですが、これについて答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 議員からも質問の中でありましたが、やはり安全と安心なまちづくりというのは、町行政としては最優先してとらえている、こういうふうなことはご理解いただけたと思います。そういうふうな中で、合併をして振興計画ができ、その振興計画のもとで今回の環境基本計画の策定がおおむね終わったと、こういうことです。

それで、処分場と自然環境というふうなのは矛盾するのではないか、整合性がとれていないのではないかという考えのようですが、私はやはり先ほどの質問にもありましたように、平成2年にこれが発覚をしたと。その後の幾多いろいろな経過があったわけですが、最終的に町は県と協議をして、平成16年4月に処分場を受け入れて、処分場を設置して、北沢の不法投棄を処理すると、こういうふうなことはいろいろな経過を踏まえて県のほうにそういう要請をしたところであります。

いわゆる不法投棄をされて、既に今議員指摘のように18年を経過するわけですが、私は平成14年に町長に就任をして16年4月に県のほうに要請した。これにつきましては、地域の説明会であるとか議会の皆さんの意見等も踏まえて県のほうに要請した、そういう経過でございまして、この不法投棄されたものを一日も早く適正な処理をするというようなことが町としては最重要課題であると、このようにとらえて現在まできたわけであります。

そういうふうな中で、その一つの方法として特措法というふうなのがあるというのが小林議員のご意見であります、小林議員の……

6番（小林 盛君） 議長。

議長（小川洋一君） はい。

6番（小林 盛君） 質問と答弁が食い違っているんですが。特措法という話は一たん終わりにして、今、2番目に移っているんです。

町長（川崎和郎君） そういうことで、最終的にこの処分場を受け入れるということになりましたが、それはその地域はその地域できちんと安全を担保する、確保する、そういうふうな中で、残された多くの那珂川町200平方キロ近い面積ですが、これらの自然を守っていく。そのためにはただ自然がそのままにあるということだけでなく、それを多くの人たちによって維持・保全するということなどはさきの答弁でも申し上げましたが、そういうふうな自然環境の中で処分場は処分場として安全を担保して処理するんだと、こういうふうな

考え方ですので、そういうふうな処分場は処分場としてきちんと安全を担保すると、そうした上でのすばらしい自然環境を後世に残すためには、ただ自然環境をそのままということではなくて、やはり人々の手により維持・保全すると、こういうふうな考え方ですので、処分場とは何ら整合性というふうなものは十分にとれていると、このように考えています。

議長（小川洋一君） 小林君。

〔 6 番 小林 盛君登壇 〕

6 番（小林 盛君） 豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷の少ない自然ということを目指しているというようなことでありますが、環境への負荷とは環境基本法の中で次のように定義づけられております。「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」ということになっております。環境基本法の第 2 条第 3 項にこのように定義づけられております。

その主な例としては次のようなものです。排出される大気汚染物質、排出される水質汚濁物質、排出される土壌汚染物質、排出される悪臭物質、野生生物その他の自然物への損傷、自然景観の変更、埋立処分される廃棄物、土地の形質の変更、こういったものが環境への負荷ということになっております。これらはすべて、その処分場を受け入れるということによって、これは消えてきます。この環境への負荷という大きな問題が……

議長（小川洋一君） 小林君、時間が経過していますので、速やかに。

6 番（小林 盛君） 処分場設置によって、こういう大きな問題がかかわってくるということをお訴えて、質問を終わります。

議長（小川洋一君） 6 番、小林 盛君の質問が終わりました。

#### 散会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 4 2 分